

目次

第1章 計画の基本的事項.....	- 1 -
1 計画見直しの趣旨	
2 計画の位置付け	
3 計画期間	
4 対象とする温室効果ガス	
5 計画の構成	
第2章 地球温暖化の状況と取組.....	- 4 -
1 地球温暖化のメカニズム	
2 地球温暖化の状況	
3 地球温暖化に関する主な取組	
第3章 目指すべき将来像	- 12 -
1 本県の目指すべき将来像	
2 各部門・分野における将来の姿	
第4章 温室効果ガス削減目標	- 17 -
1 本県の温室効果ガス削減目標	
2 推進の方向性	
第5章 緩和策	- 24 -
1 緩和策の体系	
2 各部門・分野の緩和策	
3 施策別実施目標	
第6章 適応策	- 44 -
1 適応策の意義と必要性	
2 本県の気候変動予測	
3 本県における気候変動の影響	
4 適応策の方向性	
第7章 計画の推進・進行管理	- 54 -
1 各主体の役割	
2 県と各主体との連携	
3 計画の進行管理	
地域脱炭素化促進事業の対象となる区域に関する基準	- 60 -

第1章 計画の基本的事項

1 計画見直しの趣旨

近年、記録的な高温や短時間強雨の増加など、気候変動の影響が見られ、県民生活や産業、都市機能に対するリスクが高まっています。このため、地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出削減を行う緩和策と気候変動の影響に備える適応策を一体的に推進していく必要があります。

本県では、気候変動に関する政府間パネル(IPCC¹)の「第6次評価報告書第1作業部会報告書」(令和3年(2021年)8月公表)の内容及び国の「地球温暖化対策計画」の改定(令和3年(2021年)10月)を踏まえ、2030年度(令和12年度)の温室効果ガス排出量を2013年度(平成25年度)比で46%削減するという目標を設定し、達成に向けて取組を進めてきました。

一方、国は、2050年(令和32年)カーボンニュートラルの実現に向け、令和7年(2025年)2月に「地球温暖化対策計画」と「第7次エネルギー基本計画」を閣議決定し、2030年度(令和12年度)までに2013年度(平成25年度)比で温室効果ガスを46%削減する目標の堅持に加え、新たに2035年(令和17年)及び2040年(令和22年)の削減目標を設定するとともに、省エネルギー推進や再生可能エネルギー²の拡大、電化・非化石化といった措置を講じつつ、安定的なエネルギー供給との両立を図る社会経済構造の転換を進めています。

こうした国内外の動向及び本県の実態を踏まえ、2050年(令和32年)カーボンニュートラルの実現に向けた道筋の中で当面の節目となる2030年度(令和12年度)目標の達成に資するよう、施策の実効性や進捗管理の在り方を改めて点検・整理するため、本県の「埼玉県地球温暖化対策実行計画(第2期)」(令和5年(2023年)3月)を見直すこととしました。

2 計画の位置付け

この計画は、現行法令や計画体系の上で次のとおり位置付けるものとします。

- (1) 地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号。以下「地球温暖化対策推進法」という。)³第21条に基づく「地方公共団体実行計画(区域施策編)」
- (2) 気候変動適応法(平成30年法律第50号)第12条に基づく「地域気候変動適応計画」
- (3) 埼玉県環境基本計画(第6次)(令和9年3月策定予定)における個別計画

¹ 1988年に国連環境計画(UNEP)と世界気象機関(WMO)が設立した組織(Intergovernmental Panel on Climate Change)。人間活動による気候変化、影響、対策に関し、科学的、技術的、社会経済学的な見地から包括的評価を行う。

² 太陽光や太陽熱、風力、水力、地熱、バイオマスなど、永続利用できるエネルギーの総称。

³ 地球温暖化対策計画の策定や国民の取組を強化するための措置、一定量の温室効果ガスを排出する者の排出量報告義務等について定めた法律。

3 計画期間

計画期間は令和2年度(2020年度)から令和12年度(2030年度)までの11年間とします。

4 対象とする温室効果ガス

この計画で対象とする温室効果ガスは、地球温暖化対策推進法第2条第3項で規定されている温室効果ガスと同様に次の7種類とします(表1)。

表1 温室効果ガスの種類と地球温暖化係数

温室効果ガス		地球温暖化係数 ⁴	概 要
二酸化炭素(CO ₂)		1	化石燃料の燃焼やセメント製造時の石灰石使用などにより排出されます。我々の日々のエネルギー消費を伴う生活と密接に関係しています。
メタン(CH ₄)		28	水田や廃棄物の埋立て、家畜のゲップなどから排出されます。都市ガスの主成分となっており、よく燃える性質があります。
一酸化二窒素(N ₂ O)		265	化石燃料の燃焼、廃棄物の焼却や農業活動などから排出されます。他の窒素酸化物のような害はなく、麻酔剤などに使用されています。
代替フロン等4ガス	ハイドロフルオロカーボン類(HFCs)	4～12,400	スプレー、冷蔵庫・エアコンの冷媒や半導体洗浄に使用されています。オゾン層を破壊しませんが、強力な温室効果があります。
	パーフルオロカーボン類(PFCs)	6,630～11,100	主に半導体洗浄に使用されています。強力な温室効果があります。
	六ふっ化硫黄(SF ₆)	23,500	主に電気絶縁ガスとして使用されています。強力な温室効果があります。
	三ふっ化窒素(NF ₃)	16,100	半導体製造分野でドライエッチング剤として使用されています。強力な温室効果があります。

⁴ 温室効果ガスの温室効果の程度を示す係数。二酸化炭素を基準にして、どれだけ地球温暖化に対する影響があるかを表している。地球温暖化対策の推進に関する法律施行令第4条で温室効果ガスの物質ごとに規定されている。

5 計画の構成

この計画は本章を含む全7章から構成されています。

章	章 名	内 容
第1章	計画の基本的事項	計画改正の趣旨や計画の位置付けなど、計画の基本的な考え方を示します。
第2章	地球温暖化の状況と取組	地球温暖化の状況と取組について、世界、日本、埼玉県の視点から整理します。
第3章	目指すべき将来像	令和32年(2050年)を見据えた目指すべき将来像を示します。
第4章	温室効果ガス削減目標	令和12年度(2030年度)の温室効果ガス削減目標や温暖化対策推進の方向性を示します。
第5章	緩和策	緩和策を部門ごとに示します。
第6章	適応策	適応策に関する取組を示します。
第7章	計画の推進・進行管理	計画の推進のための各主体の役割や計画の進行管理について示します。

《緩和策と適応策》

地球温暖化対策には、地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出量を削減する「緩和策」と、気候変動の影響による被害を回避・軽減する「適応策」があり、これら2つの対策を両輪として進めていく必要があります。



出典:気候変動適応情報プラットフォーム

第2章 地球温暖化の状況と取組

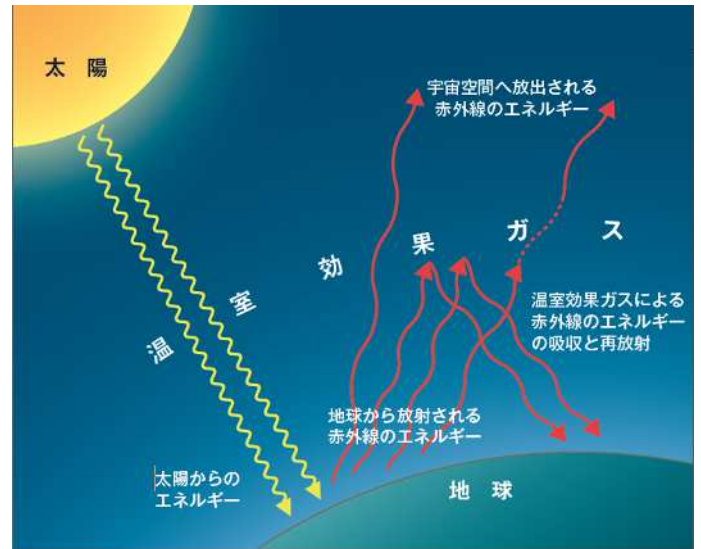
1 地球温暖化のメカニズム

地球は太陽からのエネルギーにより暖められるのと同時に、熱エネルギー（赤外線）を宇宙に放射しています。大気中に含まれるCO₂などの温室効果ガスは、放射される熱エネルギーの一部を吸収し、地球の平均気温を人間や多くの生物が生きるのに適した温度に保っています（図2-1）。

18世紀に工業化が始まると、石炭や石油など化石燃料の燃焼を通じて大量のCO₂が大気中に排出されるようになりました。また、CO₂を吸収する森林の減少等の影響もあり、大気中のCO₂濃度は工業化以前の278ppmから大幅に上昇しており、2024年には423.9ppmに達しました（図2-2）。地球から宇宙へ放射される赤外線の一部がCO₂などの温室効果ガスによって吸収されるため、地球全体のエネルギー収支が不均衡となり、余剰エネルギーが蓄積されることで、地球の平均気温が急速に上昇しています。これが地球温暖化のメカニズムです。

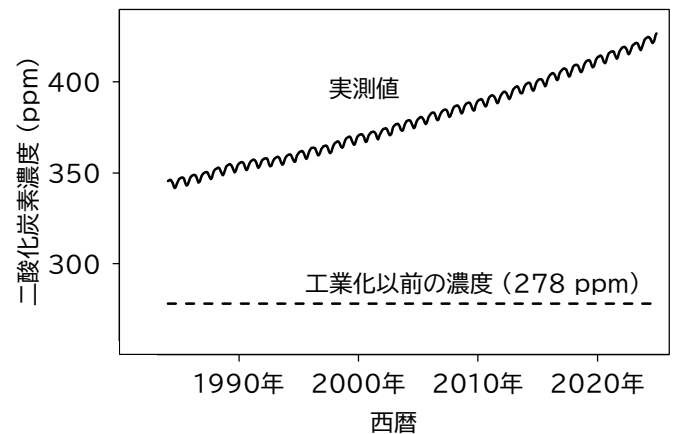
急速な温暖化は、既に様々な自然環境に影響を及ぼしています。北極・南極・グリーンランドの海氷・氷床の減少、海面水位の上昇、熱波や極端な高温の頻度の増加などが顕在化しています。たとえば、令和7年（2025年）7月に日本を襲った熱波については、地球温暖化の影響が無ければ起こり得なかったことがコンピュータ・シミュレーションにより判明しています。また、地球温暖化の進行に伴い、熱波や短時間強雨などの極端な気象現象については、その発生頻度や強度が増加していることが観測されており、今後更に増加すると予測されています。

図2-1 温室効果のメカニズム



出典：「STOP THE 温暖化2012」（環境省）

図2-2 世界の月平均大気中二酸化炭素濃度



出典：温室効果ガス世界資料センターのデータより埼玉県作成

2 地球温暖化の状況

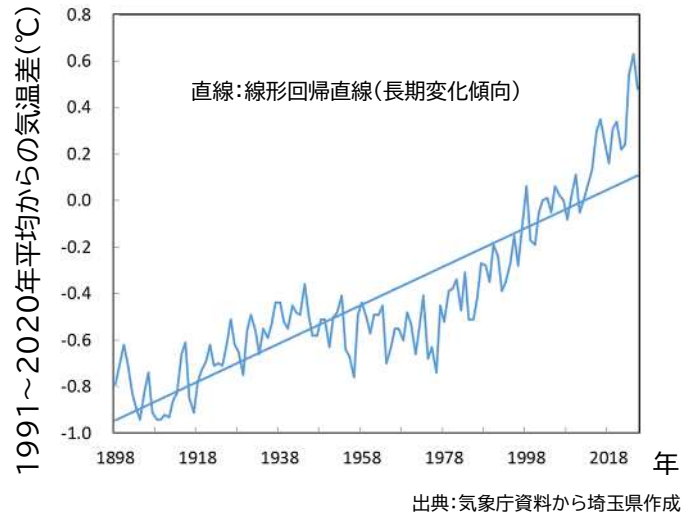
(1) 世界の状況

① 気温の推移

世界の年平均気温は、1898年から2025年の間に $0.83^{\circ}\text{C}/100$ 年の割合で上昇しました(図2-3)。特にここ12年間(2014~2025年)は、それ以前に最も高温であった2010年よりも高い年平均気温を記録しています。

また、2021年に公表されたIPCC第6次評価報告書では、1850年から1900年の平均気温に比べて、2011年から2020年の平均気温は、人間活動により $0.84\sim 1.1^{\circ}\text{C}$ 上昇したことが示されています。

図2-3 世界の年平均気温の推移



② 気温の将来予測

IPCC第6次評価報告書では、温室効果ガスの排出量が最も大きくなるシナリオ(SSP5-8.5シナリオ⁵)において、「今世紀末には地球の平均気温は産業革命前より $3.3^{\circ}\text{C}\sim 5.7^{\circ}\text{C}$ 上昇」し、可能な限り削減努力を行う場合(SSP1-1.9シナリオ)でも「現在より $1.0^{\circ}\text{C}\sim 1.8^{\circ}\text{C}$ 上昇」すると予測されています(表2-1)。

表2-1 地球の平均気温の上昇予測
(基準:1850~1900年)

シナリオ	2081~2100年の 気温上昇
SSP1-1.9	1.0~1.8
SSP1-2.6	1.3~2.4
SSP2-4.5	2.1~3.5
SSP3-7.0	2.8~4.6
SSP5-8.5	3.3~5.7

出典:IPCC第6次評価報告書(2021年)

⁵ 温室効果ガスの排出濃度等がどのように変化するかについての仮定。数字が大きいほど温室効果ガス排出量が多い。

(2) 日本の状況

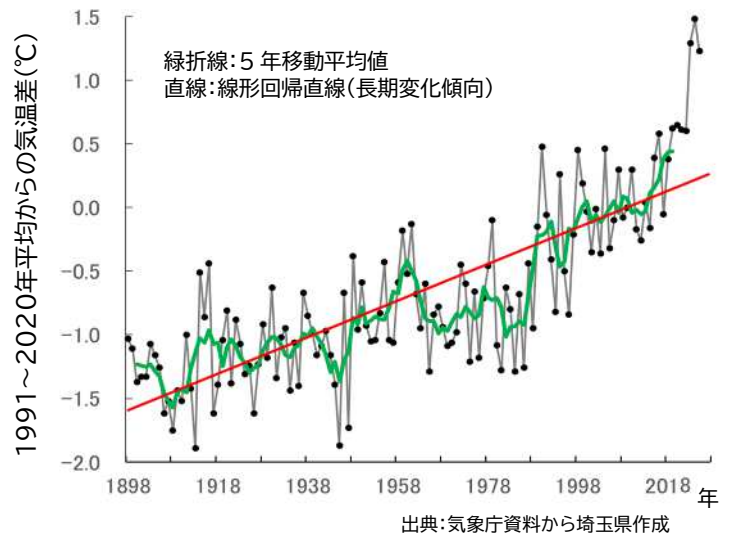
① 気温の推移等

日本の年平均気温は、長期的にみると上昇しています(図2-4)。1898年から2025年までの日本の気温上昇率(全国15地点の平均)は、100年当たり 1.44°C となっており、世界の気温上昇率($0.83^{\circ}\text{C}/100\text{年}$)より大きくなっています。

地球温暖化による気温上昇は、一般的に高緯度ほど大きく、低緯度ほど小さくなっています。また、海上よりも陸上において上昇が大きくなっています。

そのため、中緯度に位置し、大陸に近い日本では、世界の平均と比べて気温上昇率が大きいと考えられています。

図2-4 日本の年平均気温の推移



② 降水量

温暖化の影響により、雨の降り方にも変化がみられています。

1901年から2025年にかけて、日降水量(1日の降水量)が100mmを超えるような大雨の日数は、100年当たり0.31日のペースで増加してきました(図2-5)。

一方、日降水量1mm以上を観測した日数は、100年当たり9.3日のペースで減少しています(図2-6)。

このように、大雨の日数が増える反面、雨の降る日数(日降水量1mm以上の日数)は減るという、極端な雨の降り方になる傾向がみられます。

図2-5 日本の日降水量100mm以上の日数の推移

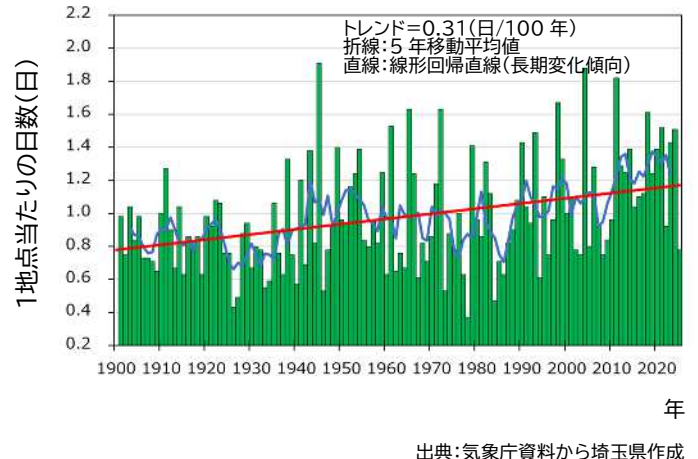
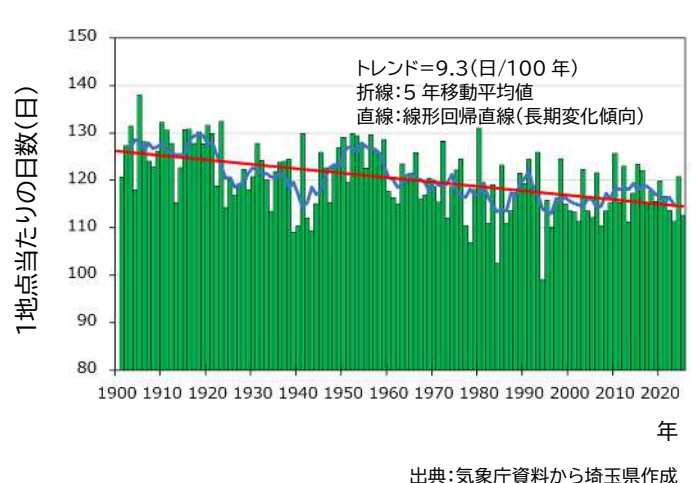


図2-6 日本の日降水量1mm以上の日数の推移



(3) 本県の状況

本県では、日本の平均と比べて早いペースで気温が上昇しています。

熊谷地方気象台では、2007年(40.9℃)、2018年(41.1℃)と、度々日本最高気温を更新しています。更に、2025年8月5日には、鳩山アメダスで41.4℃を観測し、鳩山を含む県内の4地点で同時に日最高気温40℃以上を観測するなど、県全域での気温上昇が顕著となっています。

① 気温の推移

熊谷地方気象台の1898年から2025年までの気温上昇率は、100年当たり2.36℃となり、日本の平均気温の上昇率(1.44℃/100年)よりも高くなっています(図2-7)。これは、地球温暖化による気温上昇に加え、都市化の進行に伴うヒートアイランド現象⁶の影響によるものであると考えられています。また、本県は内陸に位置し、フェーン現象⁷の影響を受けやすいため、夏季日中の最高気温が高くなる傾向にあります。

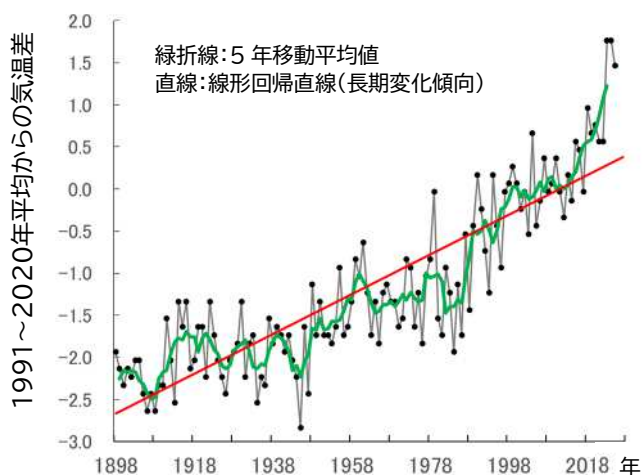
特に、1980年以降の気温上昇は大きく、2023、2024年には観測開始以来最も高い年平均気温を観測しました。

② 猛暑日・熱帯夜日数

猛暑日⁸や熱帯夜⁹の日数は1980年代から2010年代にかけて一貫して増えています(表2-2)。

また、猛暑日は都市化が進んだ地域で多く発生しており、ヒートアイランド現象の影響がうかがえます。

図2-7 熊谷地方気象台の年平均気温の推移



出典：気象庁資料から埼玉県作成

表2-2 熊谷地方気象台の猛暑日・熱帯夜日数

年	猛暑日日数	熱帯夜日数
1986～1995	126	58
1996～2005	155	90
2006～2015	209	138
2016～2025	290	275

出典：気象庁資料から埼玉県作成

⁶ 空調による人工排熱やコンクリートの建物による蓄熱などにより、都心中心部の気温が郊外に比べて高くなる状態。

⁷ 湿潤な空気が山を越えて反対側に吹き下りたときに、風下側で吹く乾燥した高温の風のことを「フェーン」と言い、そのために付近の気温が上昇することを「フェーン現象」と呼ぶ。

⁸ 最高気温が35℃以上の日。

⁹ 夕方から翌日の朝までの最低気温が25℃以上になる夜。

3 地球温暖化に関する主な取組

(1) 国際的な取組

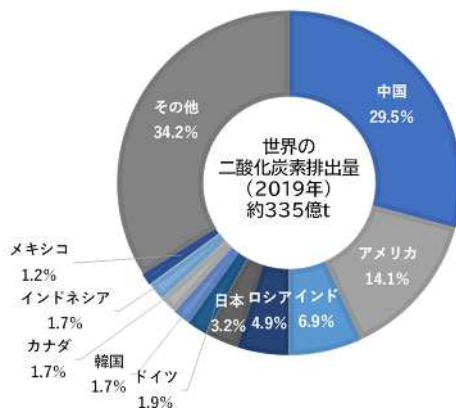
① パリ協定

国際的な地球温暖化への取組は、平成4年(1992年)にリオデジャネイロで開催された国連環境開発会議(地球サミット)で採択された「気候変動枠組条約¹⁰⁾」に基づいて実施されています。令和元年(2019年)現在、197の国と地域が条約締約国となっています。

同条約に基づき、国連気候変動枠組条約締約国会議(COP¹¹⁾)が毎年開催されており、平成27年(2015年)12月にフランス・パリで開催された第21回締約国会議(COP21)では、令和2年(2020年)以降の気候変動問題に関する国際的な枠組みである「パリ協定」が採択され、平成28年(2016年)11月に発効しました。

パリ協定は、これまでの国際的枠組みである京都議定書¹²⁾と異なり、途上国を含む全ての国が対象となっています。直近の世界の二酸化炭素排出量等は図2-8のとおりですが、パリ協定の長期目標は「世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃よりも十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること」とされており、その目標達成のため、「今世紀後半に人為的な温室効果ガスの排出と吸収源による除去を均衡させること」が定められています。

図2-8 国別の二酸化炭素排出量(2019年)



出典:EDMC/エネルギー・経済統計要覧2022年版

図2-9 SDGsの目標

② SDGs

平成27年(2015年)9月の国連サミットで、「持続可能な開発目標(SDGs¹³⁾)」が採択されました(図2-9)。

SDGsは誰一人取り残さない持続可能な世界の実現のために掲げられた令和12年(2030年)までに達成すべき17の国際



出典:外務省資料

¹⁰⁾ 気候に対して危険な人為的影響を及ぼすことにならない水準に大気中の温室効果ガス濃度を安定化させることを目的とした国際条約。1992年5月採択、1994年3月発効。

¹¹⁾ 気候変動に関する国際連合枠組条約の締約国による会議(Conference of the Parties)。1995年にドイツのベルリンで第1回締約国会議(COP1)が開催されて以来、毎年開催されている。

¹²⁾ 1997年12月に京都で開催されたCOP3で全会一致で採択された議定書。「2008年から2012年までの第一約束期間に先進国全体で1990年比5%以上削減」という法的拘束力のある数値目標を設定。

¹³⁾ SDGs(エス・ディー・ジーズ)はSustainable Development Goalsの略。

目標です。この中には、気候変動(目標13 気候変動に具体的な対策を)やエネルギー(目標7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに)といった地球温暖化対策に密接に関連した目標も含まれています。

③ 科学的知見に基づいた国際社会からの要請

令和3年(2021年)8月にIPCC第6次評価報告書第1作業部会報告書が公表され、人間の影響が大气、海洋及び陸域を温暖化させてきたことには疑う余地がないことが明記されました。

また、同年10月に開催された「国連気候変動枠組条約第26回締約国会議(COP26)」では、最新の科学的知見に依拠しつつ、今世紀半ばでの温室効果ガス実質排出ゼロ及び令和12年(2030年)に向けて野心的な緩和策及び更なる適応策を締約国に求める内容となっています。特にこの10年における行動を加速させる必要があることが強調されています。

④ 世界的なエネルギー価格の高騰への対応

令和3年(2021年)は新型コロナウイルス感染症からの経済回復に伴ってエネルギー需要が急拡大する一方で、世界的な天候不順や災害、化石資源への構造的な投資不足、地政学的緊張等の複合的な要因によってエネルギー供給が世界的に拡大せず、エネルギーの需給がひっ迫し、同年後半以降、歴史的なエネルギー価格の高騰が生じています。

令和4年(2022年)2月のロシアによるウクライナ侵略や令和8年(2026年)2月から続くイラン情勢の悪化に伴う、ホルムズ海峡の封鎖の影響など、近年の不安定な国際情勢においては、エネルギー供給の途絶や価格の急騰・乱高下など、不確実性が高まる可能性がある状況です。また、各国政府は、中長期的な脱炭素の流れを認識しながらも、アメリカをはじめとする一部の国が脱炭素に消極的な動きを見せています。

このような中、我が国では、安定・安価なエネルギー供給を最優先に、価格抑制策や低所得者等への支援策、産油国・産ガス国への増産要請、備蓄の強化、調達先の多様化等の政策を展開しています。

(2) 日本の取組

国では、緩和策と適応策を両輪として、地球温暖化対策を推進しています。

令和3年(2021年)に地球温暖化対策推進法を改正し、2050年カーボンニュートラルを基本理念として法定化しました。また、国の地球温暖化に関する総合計画である「地球温暖化対策計画」及び中長期的なエネルギー政策の指針となる「第7次エネルギー基本計画」を令和7年(2025年)2月に閣議決定しました。これにより、令和12年度(2030年度)に温室効果ガスを平成25年度(2013年度)から46%削減する目標を堅持するとともに、令和17年度(2035年度)に60%、令和22年度(2040年度)に73%削減する新たな目標を設定し、脱炭素電源の最大限の活用を図りつつ、エネルギーの安定供給、経済成長及び脱炭素化の同時実現を目指すこととしています。

あわせて、災害・異常気象の頻発や気温上昇による熱中症救急搬送者数の増加など、気

候変動の影響が既に顕在化してきています。その影響は、今後更に深刻化するおそれがあることから、平成30年(2018年)12月に気候変動適応法を施行し、気候変動影響による被害の回避・軽減対策である「適応策」を法的に位置付け、「気候変動適応計画」を策定しました。令和8年(2026年)2月には、気候変動影響の総合的な評価についての報告書である「第3次気候変動影響評価報告書」を公表し、農業、自然災害、健康等の7分野80項目について、影響の「重大性」、「緊急性」、「確信度」の観点から、3段階で評価しています。これを基に、国では令和8年度(2026年度)の「気候変動適応計画」の見直しに向けた議論を進めています。

また、令和7年(2025年)12月に開催された「第16回GX(グリーントランスフォーメーション¹⁴)実行会議」では、世界的な動向に左右されずエネルギーの安定供給と経済成長の両立に向け、地域や産業の特性に応じた脱炭素投資を促進することにより、GXを加速化することとしています。

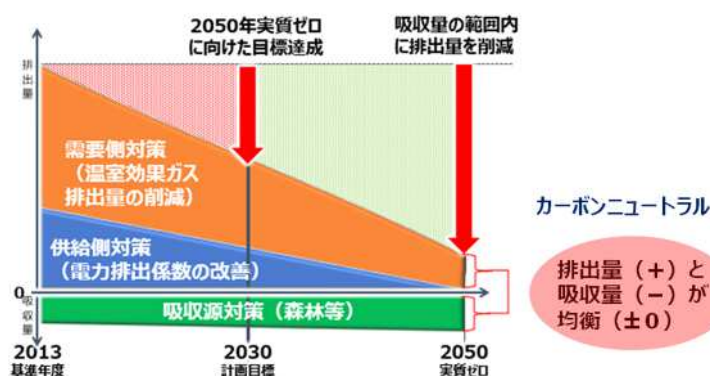
《カーボンニュートラル》

カーボンニュートラルとは、人間活動を発生源とする温室効果ガス排出量と森林等吸収源による吸収量が均衡する(実質的な排出量がゼロとなる)ことを意味します。

カーボンニュートラルの実現には、徹底した省エネによりエネルギー消費量を大幅に削減するとともに、使用するエネルギーの脱炭素化(再エネ電気やバイオマス¹⁵、水素等へのエネルギー転換)を進める必要があります。

また、将来に向けて、CCUS¹⁶、DACCS¹⁷等の新技術の実用化・導入が期待されており、2027年度にはこれらの新技術による削減量について定める『2027年IPCC方法論報告書』が承認予定です。

カーボンニュートラルのイメージ



¹⁴ 「カーボンニュートラルに向けた脱炭素のチャレンジを通じた経済社会システムの変革」のこと(「GXリーグ」の基本構想案について)(令和3年12月・経済産業省))

¹⁵ 石油などの化石資源を除く、再生可能な生物由来の有機資源。

¹⁶ Carbon dioxide Capture, Utilization or Storageの略。火力発電所や工場などからの排気ガスに含まれるCO₂を分離・回収し、資源として作物生産や化学製品、合成燃料の製造に有効利用する、または地下の安定した地層の中に貯留する技術のこと。

¹⁷ Direct Air Carbon Capture and Storageの略。大気中のCO₂を直接回収し貯留する技術のこと。

1 (3) 本県の取組

2 令和2年度(2020年度)から令和12年度(2030年度)を計画期間とする「地球温暖化
3 対策実行計画(第2期)」を令和2年(2020年)3月に定め、地球温暖化対策を推進してい
4 ます。

5 また、2050年(令和32年)カーボンニュートラルの実現に向けた道筋の中で当面の節
6 目となる2030年度(令和12年度)目標の達成に資するよう、施策の実効性や進捗管理の
7 在り方を改めて点検・整理するため、本県の「埼玉県地球温暖化対策実行計画(第2期)」を
8 令和5年(2023年)3月に改正しました。

9 緩和策として、産業・業務その他部門では、温室効果ガス排出量を削減するための地
10 球温暖化対策計画の作成・提出・公表の義務付けや、大規模事業所に対する目標設定型
11 排出量取引制度¹⁸による計画的な取組促進を行っています。

12 家庭部門では、家庭用燃料電池(エネファーム¹⁹)や蓄電池などの普及拡大に向けた取組
13 を実施しています。また、冷暖房の使用によりエネルギー使用量が増える夏と冬に、省エネ
14 により地球温暖化防止に取り組むライフスタイルキャンペーン²⁰を行っています。キャンペ
15 ーンでは、クールビズ²¹・ウォームビズ²²などの呼び掛けのほか、簡単なチェックシートで省
16 エネ生活に取り組む「エコライフDAY&WEEK」を実施しています。

17 運輸部門では、電気自動車(EV)²³やプラグインハイブリッド自動車(PHV)²⁴など電動
18 車²⁵や低燃費車の普及に取り組むとともに、エコドライブの普及を促進しています。

19 適応策については、農業分野(コメの高温耐性品種の開発)や自然災害分野(治水対策)、
20 健康分野(熱中症対策)などの取組を推進しています。

21 今後は、国際情勢や国の動向等をより注視しながら、本県の地球温暖化対策の取組を
22 進めていく必要があります。
23

¹⁸ 原油換算エネルギー使用量が3か年度連続して年間1,500kL以上の事業所に対し、県が事業所ごとにCO₂の排出削減目標を設定し、達成を求める制度。

¹⁹ 家庭用の都市ガス等を燃料として発電する設備。発電時に発生する熱を給湯にも使えてエネルギーロスが少ない。

²⁰ 地球温暖化への関心を高め、環境に優しい生活への転換を促す県民運動。

²¹ 冷房時の室温が28℃でも快適に過ごせる軽装や取組を推奨する地球温暖化防止に向けた取組の一つ。

²² 暖房時の室温が20℃でも快適に過ごせる衣食住の工夫等を推奨する地球温暖化防止に向けた取組の一つ。

²³ Electric Vehicle(電気自動車)の略。動力源の100%が電気である電動車。

²⁴ Plug-in Hybrid Vehicle(プラグインハイブリッド自動車)の略。外部電源から充電できるタイプのハイブリッド自動車。

²⁵ EV、PHV、HV(ハイブリッド自動車)、FCV(燃料電池自動車)の総称。

第3章 目指すべき将来像

1 本県の目指すべき将来像

県の総合計画である「埼玉県5か年計画」では、2040年を見据えた県の目指す将来像として「環境分野の施策を統合的に推進し、環境の保全と経済の成長・発展を両立させることにより、豊かな自然と共生した持続可能な社会を実現する」ことを掲げています。

第2章で示したように国内外の地球温暖化対策に関する目標は、温室効果ガス的人為的排出と吸収を均衡させた「カーボンニュートラル」の達成へとシフトしています。また、既に顕在化している気候変動の影響は、将来的にますます大きくなり、県民の生命や財産を守っていくためには気候変動に適応することが極めて重要です。

こうした状況を踏まえ、本県では国、市町村はもとより県民や事業者とワンチームとなって、省エネルギーの徹底、再生可能エネルギーの最大限導入、エネルギーの効率的利用の促進に取り組み、カーボンニュートラルの実現、気候変動に適応した持続可能な社会の実現を目指すべき将来像として掲げます。

また、カーボンニュートラルの実現に当たっては、県民や企業が環境負荷を低減して環境を守るとともに、技術革新やエネルギーの効率的利用の取組が経済成長につながる好循環を生み出すことを目指します。

なお、将来像の実現時期は、地球温暖化対策推進法及び国の地球温暖化対策計画を踏まえ、令和32年(2050年)とします。

本県の目指すべき将来像

カーボンニュートラルが実現し、気候変動に適応した持続可能な埼玉

2 各部門・分野における将来の姿

目指すべき将来像が実現された各部門・分野の令和32年(2050年)の姿を以下に示します。

(1) 産業・業務その他

- ・ 首都圏の中心に位置する本県の地理的特性や充実した広域交通網を生かし、脱炭素化した製造業等の集積が進んでいます。集積地においては、企業の技術やノウハウの共有化によって、省エネ・資源循環などに関する新たな技術・アイデアが創出されています。
- ・ 多くの企業がIoT²⁶やAI(人工知能)などの活用によるDX(デジタルトランスフォーメーション²⁷)で、高効率でエネルギー消費の少ない技術を導入しながら発展しています。
- ・ 各企業が、脱炭素経営の視点を持って事業活動を行っているほか、環境に関する社会貢献活動に積極的に取り組んでいます。
- ・ 建築物の省エネ化が進み、建物全体のエネルギー消費量が実質的にゼロである建物(ZEB²⁸など)が広く普及しています。
- ・ 工場や建物からの人工排熱の削減技術向上や社会システムの転換により、ヒートアイランド現象が緩和されています。
- ・ 県民の環境意識の向上を受けて、環境に配慮した商品やサービスの提供が積極的に行われています。
- ・ 農業では、高度な農耕器具の開発やIoT・AIによる農作業の効率化・高度化による収益性の高い事業化が進展し、新たな特産品の開発や、農業生産性の向上による農産品の国内自給率に貢献しています。
- ・ 企業や県内の大学、研究機関などが連携して環境に関する試験研究や技術開発を活発に行い、住みやすい快適な環境のための環境関連技術の革新や関連先端産業の集積が進んでいます。
- ・ 企業による気候変動関連情報の開示が進み、環境・社会・企業統治に配慮する企業に対する投資が進んでいます。

²⁶ 様々な物がインターネットに接続され、相互に情報をやり取りすること。Internet of Thingsの略。

²⁷ デジタル(Digital)と変革を意味するトランスフォーメーション(Transformation)により作られた造語。様々なモノやサービスがデジタル化により便利になったり、効率化され、その結果デジタル技術が社会に浸透することで、それまでには実現できなかった様々なサービスや価値が生まれる社会やサービスの変革を意味する。

²⁸ Net Zero Energy Building(ネット・ゼロ・エネルギー・ビル)の略称。快適な室内環境を実現しながら、建物で消費する年間の一次エネルギーの収支をゼロにすることを目指した建物。

1 (2) 家庭

- 2 ・ 太陽光などの再生可能エネルギーの活用や住宅の断熱化、IoT・AIを活用したHEMS
3 ²⁹の普及などにより、住宅のライフサイクル全体を通じたCO₂収支がゼロ又はマイナス
4 となる住宅(ZEH³⁰、LCCM住宅³¹等)が広く普及しています。
- 5 ・ 住宅エリアの集積化による、エネルギー利用の大幅な効率化や再エネ設備等の導入が
6 進んでいます。
- 7 ・ 県民が日々、省エネルギーなど環境に優しいライフスタイルを心がけ、生活を送ってい
8 ます。
- 9 ・ 再生可能エネルギーや実質的なCO₂排出を伴わないエネルギーが広く供給され、各家
10 庭が最適なエネルギーの選択をしています。
- 11 ・ 住宅からの人工排熱が減少し、ヒートアイランド現象が緩和されています。

12 (3) 運輸

- 13 ・ DXにより、複数の交通手段から最適な手段を容易に選択することができる次世代の
14 交通サービスが広く普及しています。また、テレワークの導入が推進され、通勤による
15 温室効果ガス排出量が低減されています。
- 16 ・ EVやPHVなどの電動車、低燃費車が広く普及し、環境負荷の低減や人工排熱の減少
17 によるヒートアイランド現象の緩和が進んでいます。
- 18 ・ エコドライブや先進的なITS(高度道路交通システム)³²の浸透、カーシェアリングや超
19 小型モビリティ³³の普及などが進み、環境負荷の低い交通体系が整備されています。
- 20 ・ エコドライブや自動運転技術の普及により、交通事故が減るとともに、大気環境が改善
21 されています。
- 22 ・ 歩行者や自転車が安心して通行できるみちづくりが行われ、健康の増進や歩いて暮ら
23 せるまちづくりが進んでいます。

24 (4) 廃棄物、その他温室効果ガス

- 25 ・ 県民、事業者の環境意識が高まり、ごみの減量化や再資源化が進み、廃棄物を資源と

²⁹ 家庭の電気使用状況の見える化や家電制御などを行うことで、家庭の省エネルギー化を進めるための仕組み。HEMSはHome Energy Management Systemの略。

³⁰ 外皮の断熱性能等を大幅に向上させるとともに、高効率な設備システムの導入により、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギーを実現した上で、再生可能エネルギーを導入することにより、年間の一次エネルギー消費量の収支をゼロとすることを目指した住宅。ネット・ゼロ・エネルギー・ハウスの略。

³¹ 建設時、運用時、廃棄時において出来るだけ省CO₂に取り組み、更に太陽光発電などを利用した再生可能エネルギーの創出により、住宅建設時のCO₂排出量も含めライフサイクルを通じてのCO₂の収支をマイナスにする住宅。ライフ・サイクル・カーボン・マイナス住宅の略。

³² ETC(自動料金支払いシステム)などのように情報技術を活用し、渋滞や事故などの道路、交通に関する問題を解決するためのシステム。Intelligent Transport Systemsの略。

³³ 地域の手軽な移動の足となる1人～2人乗り程度の車両。エネルギー消費量は通常の自動車の6分の1程度。

1 して生かす循環型社会が形成されています。

- 2 ・ バイオマスプラスチック³⁴などの再生可能資源の利用が進んでいます。
- 3 ・ 温室効果がより小さい冷媒や洗浄剤などが広く使用されています。
- 4 ・ 冷凍空調機器の管理者が機器点検や機器廃棄時の冷媒の回収に取り組み、フロン冷媒
- 5 の漏えい防止が進んでいます。

6 (5) 吸収源、自然環境

- 7 ・ 森林の適切な管理が行われ、県産木材が県内をはじめ全国各地で使用されています。
- 8 ・ 地域社会を中心にみどりの再生や外来生物の防除が進むなど、生物多様性³⁵に富んだ
- 9 自然環境が守り育てられ、田園や森林が整備・保全されています。
- 10 ・ 自然と身近に触れ合うことができる都市空間が存在しています。
- 11 ・ 豊かなみどりと川が地域により守り育み活用され、自然との共生が進んでいます。
- 12 ・ 再生された緑地により、ヒートアイランド現象が緩和されています。
- 13 ・ 主に在来種を使用し、生物多様性に配慮した緑化が進められています。
- 14 ・ 開発の際に自然環境への配慮が行われ、森林や身近なみどりが守られています。

15 (6) エネルギー

- 16 ・ 太陽光をはじめとした再生可能エネルギーが広く普及し、エネルギーの脱炭素化が進
- 17 んでいます。
- 18 ・ IoT、AIや次世代の移動通信システムの活用が進み、エネルギーの効率的で賢い利用
- 19 が進んでいます。
- 20 ・ 工場で発生した熱の地域内での融通など、エネルギーの面的利用が進んでいます。
- 21 ・ 地域の住民の安心・安全、生物多様性などが損なわれないよう十分配慮された再生可
- 22 能エネルギー施設の設置が進んでいます。

23 (7) まちづくり

- 24 ・ 商業施設、病院・福祉施設や共同住宅等がまとまって立地し、都市機能が集約されたコ
- 25 ンパクトなまちづくりと賑わいのある中心市街地整備が進んでいます。
- 26 ・ 遮熱性舗装やドライミスト発生設備等の整備によりヒートアイランド現象が緩和される
- 27 など、気候変動に対する適応が進むとともに、災害時もエネルギーが途絶えないレジリ
- 28 エンスが確保されたまちづくりが進んでいます。

³⁴ 植物などの有機資源を使用して製造されるプラスチック。

³⁵ 地球上の生物とその生息・生育環境の多様さを表す概念。

- ・ 各地域が地域資源を活用して自立・分散型の社会を形成しつつ、地域同士が支え合う「地域循環共生圏」が創られています。
- ・ 自然環境の持つ様々な機能を活用し、持続可能で魅力ある地域を造るグリーンインフラの取組が進んでいます。

(8) IoT、AI等によるDX

- ・ IoT、AIやロボットなどの技術の進展により、経済発展と社会的課題の解決が両立した社会が実現しています。
- ・ 県内各地でIoTやAIを活用し、地域でエネルギーを有効活用する仕組み(スマートコミュニティ)が広がっています。
- ・ HEMSやスマートメーター³⁶の全世帯への普及により、地域単位で環境負荷が低減し、経済的で効率的なエネルギー活用が行われています。
- ・ IoTやAIを活用した環境関連技術や先端産業に関する人材の育成が進んでいます。

(9) 適応策

- ・ 県や国などが発信する気候に関する情報により、県の気候の現状や将来予測に関する県民や事業者の理解が深まっています。
- ・ 県民、事業者、市町村など全ての主体が気候変動に対する適応策に取り組み、気候変動影響による被害が最小化されています。

³⁶ 電力、ガス会社等の検針・料金徴収業務に必要な双方向通信機能や遠隔開閉機能を有した電子式メーター。

第4章 温室効果ガス削減目標

1 本県の温室効果ガス削減目標

(1) 将来推計の方法

排出削減目標の設定に先立って、追加的な地球温暖化対策を実施しない場合(BAU³⁷ ケース)の温室効果ガス排出量を令和12年度(2030年度)まで推計しました(推計方法は表4-1のとおり)。

将来の温室効果ガス排出量は、過去のデータに基づいて統計的に推計しました。産業・業務その他・家庭・運輸部門のCO₂排出量については、部門ごとに活動量を設定し、活動量からエネルギー需要を推計したのち、排出係数を乗じて算出しています。エネルギーは電力と燃料等(化石燃料と熱)の2区分で、エネルギー需要と炭素排出量のデータは資源エネルギー庁「都道府県別エネルギー消費統計」から取得しました。将来推計に当たって、人口増減と経済成長は本県が作成した見通しに従うと仮定し、エネルギー効率(活動量など社会経済条件を一定とした場合のエネルギー消費量)と排出係数は平成25年度(2013年度)の水準で固定しています。廃棄物と工業プロセス³⁸に由来するCO₂及びCO₂以外のガスについても、同様の手法で将来の排出量を推計しました。

表4-1 BAUケースにおける温室効果ガス排出量の推計方法

部門・分野		設定条件・根拠
産業部門 業務その他部門		内閣府「県民経済計算」の業種別生産額を活動量として推計。 将来の業種別生産額は、過去のデータから構築したマクロ計量モデルで推計。 将来のエネルギー需要は、活動量を含む社会経済指標から統計モデルで推計。
家庭部門		県内総人口を活動量として推計。 将来人口は、本県5か年計画(令和4年度版)の見通しに準拠。 将来のエネルギー需要は、活動量を含む社会経済指標から統計モデルで推計。
運輸部門	自動車	一般財団法人自動車検査登録情報協会が公表している車種別自動車保有台数を活動量として推計。 将来の保有台数は、県民1人当たり保有台数に将来人口を乗じて算出。 将来の1人当たり保有台数は、過去のトレンドを外挿して算出。
	旅客鉄道	国土交通省「旅客地域流動調査」の旅客輸送人員を活動量として推計。 将来の輸送人員は、県民1人当たり輸送人員に将来人口を乗じて算出。 将来の1人当たり輸送人員は、過去のトレンドを外挿して算出。
	貨物鉄道	国土交通省「貨物地域流動調査」の貨物輸送トン数を活動量として推計。 将来の輸送トン数は、県民1人当たり輸送トン数に将来人口を乗じて算出。 将来の1人当たり輸送トン数は、過去のトレンドを外挿して算出。
廃棄物	一般廃棄物	県内総人口を活動量として推計。 県民1人当たり排出量は平成25年度(2013年度)の水準で固定。
	産業廃棄物	排出量を平成25年度(2013年度)の水準で固定。
工業プロセス		窯業・土石製品生産額を活動量として推計。 単位生産額当たり排出量は平成25年度(2013年度)の水準で固定。
その他温室効果ガス		二酸化炭素排出量と同様の手法で推計。 代替フロン等4ガスは過去の排出量トレンドを外挿して算出。

³⁷ Business as Usualの略。現状趨勢や成り行きと訳される。

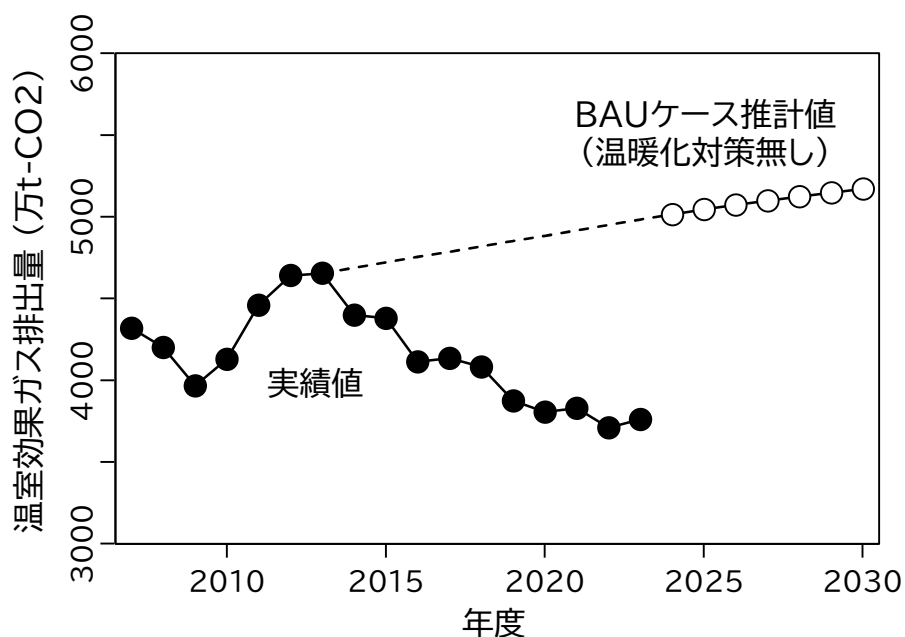
³⁸ セメントの焼成キルンなどで石灰石を加熱することにより二酸化炭素を排出する生産工程のこと。

(2) 将来推計の結果

本県では、少子高齢化の影響で働き手が減少するものの、労働生産性の向上により、令和12年度(2030年度)時点で年率0.7%程度の経済成長を維持する見通しです。BAUケースにおける令和12年度(2030年度)の温室効果ガス排出量は5,170万t-CO₂となり、平成25年度(2013年度)の水準を10.1%上回ります(図4-1)。

平成25年度(2013年度)から令和12年度(2030年度)にかけて、県内総人口は723万人から718万人まで減少する一方、県民1人当たり温室効果ガス排出量は6.5t-CO₂/人から7.2t-CO₂へと増加します。部門・分野別に見ると、産業・家庭部門のCO₂とその他温室効果ガス(主にハイドロフルオロカーボン類)の排出量増加が顕著です。

図4-1 県内温室効果ガス排出量の実績値とBAUケース推計値



(3) 排出削減目標の設定

目指すべき将来像の実現に向けて県民、事業者、環境保全活動団体、行政などの各主体がそれぞれの責任と役割を果たし、地球温暖化対策を進めていくため、温室効果ガスの排出削減目標を設定します(図4-2)。

① 基準年度

国の地球温暖化対策計画と一致させることで国と県との目標の進捗状況の比較がしやすく、県民にも分かりやすいことから、平成25年度(2013年度)を基準年度とします。

② 目標年度

パリ協定に基づく国際的な目標や国の地球温暖化対策計画を考慮し、令和12年度(2030年度)を目標年度とします。

③ 削減率

2030年度の社会的、経済的将来予測を考慮し、国の地球温暖化対策計画を踏まえて、本県が行うべき対策の削減効果を算定し、目標年度における基準年度比の削減率を46%とします。

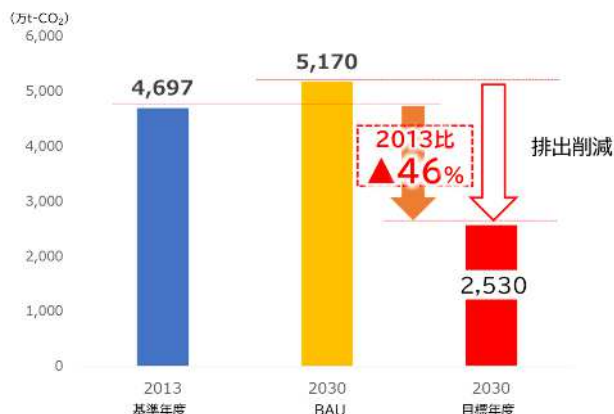
**令和12年度(2030年度)における埼玉県温室効果ガス排出量を
平成25年度(2013年度)比 46%削減 する。**

【個別目標】

令和12年度(2030年度)における温室効果ガス排出量削減目標(46%)のうち、
県民・事業者の省エネなどの取組による削減率³⁹28.1%を目指す。

なお、「埼玉県5か年計画(計画期間：令和9年度～令和13年度)」では、政策指標(重要目標達成指標)として、令和13年度(2031年度)の「温室効果ガス排出量削減目標(48.8%)のうち、県民・事業者の省エネなどの取組による削減率29.7%」を掲げています。

図4-2 温室効果ガス排出量の削減目標



³⁹ 県民・事業者の努力による削減率。大規模発電事業者などの取組による削減効果を除いた数値。

④ 部門別の削減見込み

各部門の削減見込み(需要側対策)については、国の「地球温暖化対策計画における対策の削減量の根拠」を参考に、それぞれの対策における県の進捗状況を加味して算出しました(表4-2)。各部門の削減量は参考値であり、県全体の総量目標(令和12年度(2030年度)に平成25年度(2013年度)比46%削減)に基づき削減を進めます。

また、令和8年度見直しにあたり、第2期計画改正時の部門別削減率に基づく2030年度の温室効果ガス排出量の目安を再計算しました(表4-3)。

ア 需要側対策

- ・ 産業部門(製造業、農業、鉱業等)

コージェネレーションシステム⁴⁰や高効率な産業機器の導入、燃料転換等による削減効果を見込んでいます。

- ・ 業務その他部門(オフィスビル、商業、公共施設等)

建築物の省エネ基準適合やトップランナー制度⁴¹による機器の省エネ性能の向上、高効率照明の導入等による削減効果を見込んでいます。

- ・ 家庭部門(家庭での電気・ガス等の使用)

住宅における省エネ基準適合やHEMSなどを利用したエネルギー管理の実施、高効率給湯器の導入等による削減効果を見込んでいます。

- ・ 運輸部門(家庭における自動車の利用、自動車貨物輸送、鉄道輸送等)

EV・PHVなど電動車、低燃費車の普及、燃費の改善や交通インフラの整備等による削減効果を見込んでいます。

- ・ 廃棄物、その他温室効果ガス等

廃棄物の発生抑制及びリサイクルの推進による焼却量の削減並びに冷凍空調機器からのフロン類の漏えい防止及び回収促進等による削減効果を見込んでいます。

また、森林の整備・保全等によるCO₂吸収の効果を見込んでいます。

イ 供給側対策

国の地球温暖化対策計画に示された「エネルギーミックス⁴²と整合する電力排出係数目標」の達成を前提として、再生可能エネルギー導入などによる削減効果を見込んでいます。

⁴⁰ 都市ガスなどを燃料として発電し、発電時に廃熱も回収して給湯や暖房などに利用できる熱電併給システム。

⁴¹ エネルギー消費機器等のエネルギー効率基準値を定める制度。基準値は、最もエネルギー効率の優れた製品の値に、今後想定される技術進歩の度合いを加えて定める。

⁴² 火力、原子力、再生可能エネルギーなどの発電方式別の電源構成。

表4-2 第2期計画(改正版)における部門別の温室効果ガス排出量の削減見込み

(単位:万t-CO₂)

		2013年度 (基準年度)	2030年度(目標年度)						
			BAU	需要側対策 による削減 見込量	供給側対策 による削減 見込量	削減見込量 計	対策後 排出見込量	2013年度比 削減量	2013年度比 削減率
		A	B	C	D	E(C+D)	F(B-E)	G(A-F)	H(G/A)
二酸化炭素	産業部門	998	1,144	262	361	623	521	477	47.8%
	業務その他部門	1,022	1,075	186	435	621	454	568	55.6%
	家庭部門	1,116	1,244	202	525	727	517	599	53.7%
	運輸部門	966	981	295	25	320	661	305	31.6%
	廃棄物 ^{※1}	116	116	51		51	65	51	44.0%
	工業プロセス	251	216	3		3	213	38	15.1%
その他温室効果ガス ^{※2}		228	394	295		295	99	129	56.6%
合計		4,697	5,170	1,294	1,346	2,640	2,530	2,167	46.1%

※1 廃棄物にはCH₄及びN₂Oを含みます。

※2 その他温室効果ガスには吸収源対策を含みます。

表4-3 第2期計画(令和8年度見直し)における部門別の温室効果ガスの削減見込み(目安)

(単位:万t-CO₂)

		2013年度 ^{※3} 実績 (基準年度)	2030年度 ^{※4} ^{※5} 目安 (目標年度)	2013年度比 削減率
二酸化炭素	産業部門	998	521	47.8%
	業務その他部門	1,022	454	55.6%
	家庭部門	1,140	528	53.7%
	運輸部門	966	661	31.6%
	廃棄物 ^{※6}	89	50	44.0%
	工業プロセス	241	205	15.1%
その他温室効果ガス ^{※7}		200	87	56.6%
合計		4,655	2,508	46.1%

※3 国の統計の見直し等をふまえ、当初算定時から更新しています。また今後も再計算により更新する可能性があります。

※4 最新の統計等に基づく推計値であり、今後の社会経済的条件により変更となる可能性があります。

※5 各部門の数値は目安値として掲載しています。

※6 廃棄物にはCH₄及びN₂Oを含みます。

※7 その他温室効果ガスには吸収源対策を含みます。

2 推進の方向性

国の地球温暖化対策計画では、地方公共団体の基本的な役割として、地域の自然的社会的条件に応じた施策の推進及び自らの事務事業に関する措置が定められています。また、特に都道府県の役割として市町村における優良事例の情報収集・普及促進や市町村に対する支援等に努めることが期待されています。

埼玉県地球温暖化対策推進条例⁴³においても、県、事業者、県民、環境保全活動団体などの責務をそれぞれ定めています。これらの役割を踏まえて、本計画の推進に当たっては以下のとおり方向性を定め対策を推進します。

なお、計画の進行管理に当たっては、毎年度の進捗状況を把握して施策の拡充を行うなど、PDCAサイクルに基づき計画を着実に推進します(「第7章 3」に詳述)。

(1) 全ての主体が協働した「ワンチーム埼玉」での対策の推進

国の地球温暖化対策計画や埼玉県地球温暖化対策推進条例に規定される責務に基づき、県をはじめ国、市町村、事業者、県民、環境保全活動団体、教育機関、研究機関などの各主体が協働して地球温暖化対策を推進します。

(2) カーボンニュートラルの実現に向けた緩和策の推進

カーボンニュートラルの実現に向けて、全ての部門・分野において、省エネルギーの徹底、再生可能エネルギーの最大限導入、エネルギーの効率的利用に取り組むなど、温室効果ガス排出削減対策を進めます。対策の推進に当たっては、地域活性化や県内産業の成長、安定的なエネルギー供給などの諸課題の解決も見据えて総合的に取り組むことが重要です。

また、再生可能エネルギーの導入に当たっては、地域の住民の安心・安全、生物多様性などが損なわれないよう十分配慮した上で最大限導入することを前提に取り組を進めます。

様々な分野で新たなデジタル技術の活用による社会変革(デジタルトランスフォーメーション)が求められていることを踏まえ、先進的なデジタル技術を活用したエネルギーの効率的利用に取り組みます。

(3) 持続可能なまちづくりやサーキュラーエコノミー(循環経済)への移行

気候変動の影響と考えられる自然災害や気温上昇に伴う熱中症が増加する中、県民が安心安全に暮らせる持続可能なまちづくりを推進することが求められています。そこで、持続可能なまちづくり(「埼玉版スーパー・シティプロジェクト」等)を市町村と共に進めていきます。

また、天然資源の枯渇を回避し、企業の事業活動の持続可能性を高めるため、生産から廃棄までのあらゆる段階で資源の効率的・循環的な利用を図りながら、付加価値の最大化を図るサーキュラーエコノミーへの移行と廃棄物の削減を図ります。

⁴³ 県、事業者、県民、環境保全活動団体等が協働して地球温暖化対策を推進するため、平成21年(2009年)3月に制定。

1 (4) 気候変動への適応策の推進

2 適応策を効果的に進めるため、気候変動による影響のモニタリング結果に応じて適応
3 策を進めます。また、県民、事業者、市町村など各主体の気候変動に対する理解を深めて
4 いきます。

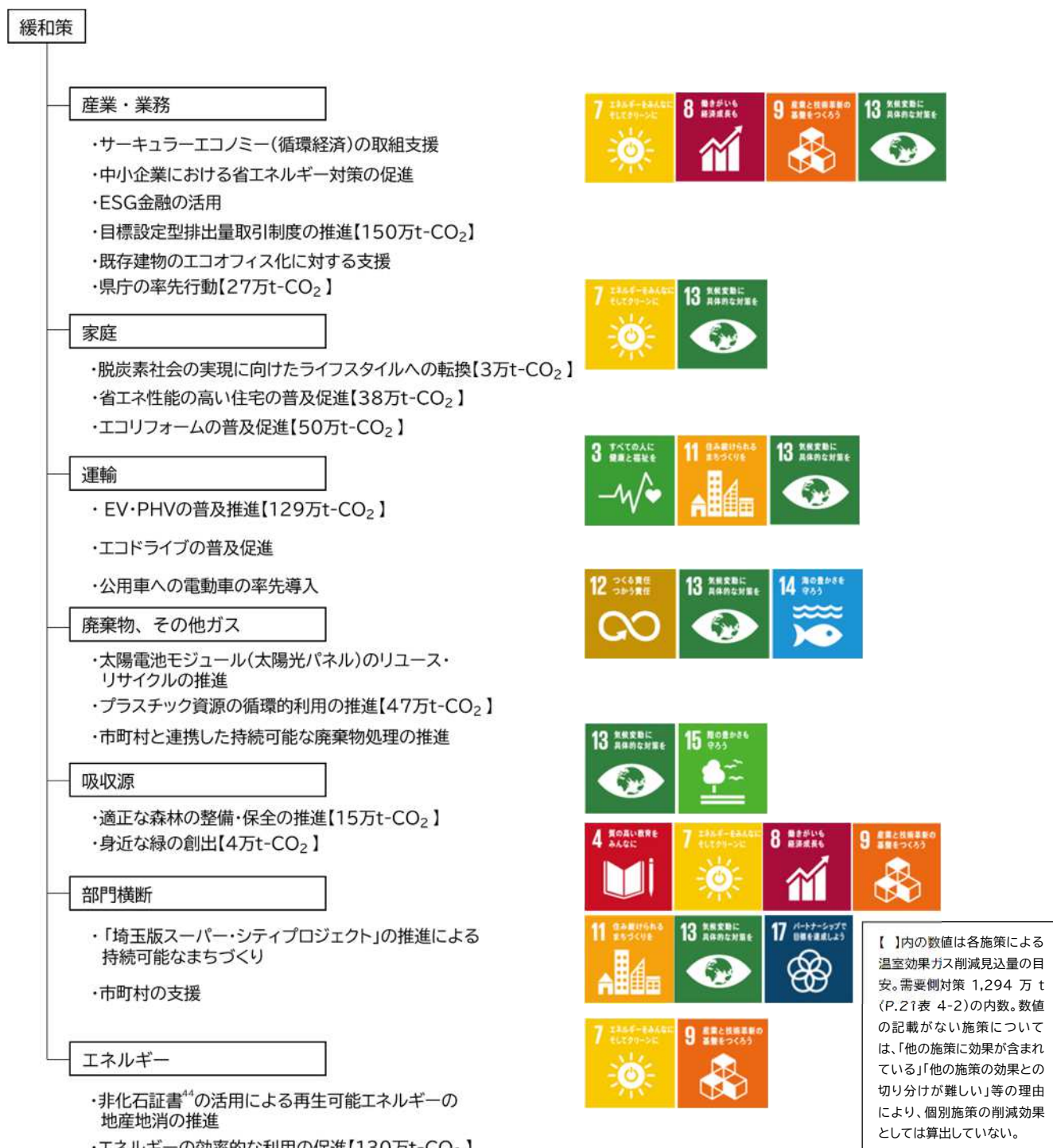
5

第5章 緩和策

1 緩和策の体系

本計画に掲げる温室効果ガス削減目標及びSDGs目標を達成するため、また、目指すべき将来像を実現するため、温室効果ガス排出削減対策(緩和策)に取り組みます(図5-1)。

図5-1 緩和策の体系(主な施策、関連するSDGs目標)



⁴⁴ 再生可能エネルギーなど非化石電源の環境的な価値を証書にしたもの。非化石電源の特徴である「発電時に二酸化炭素を排出しない」という価値を証書化し、取引するために使用される。

2 各部門・分野の緩和策

(1) 産業・業務

① 事業活動における温室効果ガス排出削減対策の促進・支援の充実

中小企業等に対する各種支援の充実に努め、省エネルギー化やCO₂削減を促進します。

・ サークュラーエコノミー(循環経済)の取組支援

ワンストップ支援拠点を設置し、県内企業からのサーキュラーエコノミーに関する相談対応や普及啓発を行うとともに、再資源化技術高度化支援などリーディングモデルの構築に取り組み、県内におけるサーキュラーエコノミーを推進します。

・ 中小企業における省エネルギー対策の促進

設備投資促進資金⁴⁵による低利融資、EMS⁴⁶等設備への補助制度などにより、地球温暖化対策に取り組む中小企業等のCO₂排出削減設備導入や資金調達に対する支援を行います。

また、「埼玉県カーボンニュートラル推進分科会」を活用し、県内中小企業等のカーボンニュートラル実現に向けた取組や自発的な環境投資の促進を図ります。

・ 暑さ対策に資する省エネ設備等の導入の促進

省エネ診断などを通じて、中小企業等における省エネ対策と同時に断熱対策や遮熱対策を促進します。

・ 省エネルギーによる中小企業の経営力向上の促進

専門家と連携して省エネ診断や省エネに関する提案・助言を行うことにより、中小企業の省エネルギー対策を進め、中小企業の省エネルギー化や経営力向上を促進します。

・ 事業者の省エネルギー・CO₂削減取組の普及啓発

事業者の省エネルギー・CO₂削減への取組事例を積極的に発信し、他の事業者の環境に配慮した取組を促進します。

・ 事業者の環境マネジメントへの取組の促進

事業活動において環境に配慮した優れた取組を実施している事業所を認証する「エコアップ認証制度⁴⁷」の推進により、事業者の環境マネジメントへの取組を促進します。

・ 環境分野におけるSDGsの取組の促進

SDGsに自ら取り組む県内企業・団体等を登録する「埼玉県SDGsパートナー」登録制度により、企業・団体等のSDGsの取組を支援します。

また、高いレベルでサステナブル経営(持続可能な経営)に取り組んでいる中小企業

⁴⁵ 中小企業者等が省エネ・創エネ・事業再構築の推進、成長分野への進出又は事業拡大等に必要設備投資を行う場合に利用できる長期・固定・低利の制度融資。

⁴⁶ エネルギーの使用状況を可視化し、エネルギーコストとCO₂排出量の削減を両立させる技術。

⁴⁷ 環境マネジメントに取り組み、かつCO₂削減等で優れた取組をしている事業所を県が認証する制度。

を県が認証することや、企業に対してメールマガジンやセミナーの開催などによる情報発信を行うことで、企業の持続可能な経営を支援します。

- ・ ESG金融の促進

環境問題や社会的課題の解決に資する事業の財源とするため埼玉県ESG債等を発行し、県民や県内企業からの投資を呼び込むことで、SDGsの理解促進に繋がります。また、金融機関と連携したESG投資⁴⁸への移行等も視野に入れ、SDGsに関し優れた取組を行う企業等を表彰することなどにより企業価値の向上を図るとともに、優れた取組の横展開を図ります。

- ・ 環境配慮企業への評価

入札参加資格審査において環境配慮の取組を行う県内企業を評価することで、県内企業の環境意識の醸成を図ります。

- ・ 脱炭素・再生可能エネルギー市場の人材育成

職業訓練事業において脱炭素・再生可能エネルギー市場の人材育成に係る内容の一部を訓練科目に取り入れるなど、人材育成支援を行います。

② 大規模事業所における温室効果ガス排出削減対策の促進

目標設定型排出量取引制度などにより、大規模事業所における温室効果ガス排出削減を進めます。

- ・ 目標設定型排出量取引制度の推進

温室効果ガスを多く排出する大規模事業所を対象とした「目標設定型排出量取引制度」を推進し、対象事業所における第4削減計画期間の目標削減率の達成を目指します。

- ・ 地球温暖化対策計画制度の推進

県内で温室効果ガスを多く排出する事業者を対象とした「地球温暖化対策計画制度⁴⁹」を推進します。

- ・ 企業立地時における地球温暖化対策の実施要請

環境影響評価制度により、企業立地を行う際に、環境に配慮した事業計画の策定を事業者に要請します。

③ 建築物・設備の低炭素化

新築・既存を問わず、建築物や設備の省エネ・環境性能の向上を目指します。また、低炭素型の建築物等が正しく評価される仕組みづくりを促進します。

⁴⁸ 環境・社会・企業統治に配慮している企業を重視・選別して行なう投資のこと。

⁴⁹ 事業者が温室効果ガスの排出量を削減するため、地球温暖化対策を総合的に実施するための計画を作成して埼玉県に報告し、あわせて公表を行う制度。

- 1 ・ 新築建物における省エネ・環境性能の向上
2 一定規模以上の建築物の新築又は増築等を対象に省エネルギー、太陽光の利用、コ
3 ージェネレーションシステム、資源有効活用、ヒートアイランド対策や緑化などの環境配
4 慮計画の作成・届出制度を運用し、環境性能の向上を図ります。
5 また、建築物総合環境性能評価システム「CASBEE埼玉県」⁵⁰による対象建築物の評
6 価を公表します。
- 7 ・ 環境に配慮した建築物に対するインセンティブ(優遇措置)の付与
8 環境に配慮した建築物に対して、総合設計制度⁵¹を活用し、容積率の上乗せの仕組み
9 を適用します。
- 10 ・ 低炭素建築物新築等計画の認定
11 市街化区域等における低炭素建築物新築等計画⁵²の認定により、省エネルギー性能
12 の高い住宅・建築物の普及を進めます。
- 13 ・ 既存建物のエコオフィス化に対する支援
14 既存建物について、省エネ診断などを通じて改修時などにおけるエコオフィス化を支
15 援します。
- 16 ・ 浄化槽の省エネ化促進
17 中・大型合併処理浄化槽への高効率設備導入を行うための支援制度を周知すること
18 により、浄化槽の省エネ化を促進します。
- 19 ④ オフィスや街区の低炭素化
20 オフィスで使用される機器のグリーン化等により、建物・街区の低炭素化を進めます。
- 21 ・ グリーンITの推進
22 クラウド技術を活用し、サーバー機器等の削減を図るとともに、省エネルギー性に優
23 れた機器を導入するなどしてグリーンIT⁵³を推進します。
- 24 ・ グリーン調達の推進
25 「埼玉県グリーン調達・環境配慮契約推進方針⁵⁴」に基づく率先行動として、庁内で使
26 用する事務用消耗品等について、環境に配慮した物品を購入します。
27 また、県民、事業者等にも環境に配慮した物品の購入を呼びかけます。

⁵⁰ 建築物の環境性能評価を総合的に行うシステム。CASBEE(キャスビー)はComprehensive Assessment System for Built Environment Efficiencyの略。

⁵¹ 敷地内に一定割合以上の公開空地があり、市街地環境の整備改善に役立つと認められる建築物に対して、容積率や高さに関する規制の一部を緩和する制度。

⁵² 建築物の新築・増築や空調設備などの改修の際に、「都市の低炭素化の促進に関する法律」に基づき作成された低炭素化に関する計画。計画が認定されると、税制上の優遇措置や容積率緩和措置の対象となる。

⁵³ IT(情報技術)分野における、地球環境に配慮した取組。

⁵⁴ 県庁内で一体となり、環境負荷の低い物品等を調達するための方針。令和3年5月に地球温暖化対策推進法が改正され、2050年までに脱炭素化社会の実現を旨とする基本理念が明記されたことを受け、改正した。

- 1 ・ 道路照明灯のLED化
2 道路照明灯について、消費電力の少ないLED灯への転換を推進します。
- 3 ・ 商店街の省エネ化の促進
4 歩行者の安全・安心の確保による商店街のにぎわい創出と省エネ化を両立するため、
5 商店街が行う街路灯のLED化などの環境配慮型施設整備に対して補助を行います。

6 ⑤ 県庁の率先行動

7 県自らの事業活動における省エネルギーの徹底、再生可能エネルギーの最大限導入、エ
8 ネルギーの効率的利用を推進します。

- 9 ・ 県有施設への太陽光発電の率先導入

10 「太陽光発電設備の設置ガイドライン⁵⁵」を運用し、県有施設の新設や大規模な改築
11 の際に、太陽光発電設備の設置について検討し、率先して太陽光発電を導入します。あ
12 わせて、県有施設の未利用部分の活用やペロブスカイトなどの次世代型太陽電池の導
13 入についても検討します。

14 また、設置後も適切な維持管理によって発電量の維持に努めます。

- 15 ・ 県有施設の再生可能エネルギー利用

16 地域における再生可能エネルギー電力への切り替えを促進するため、庁舎など県が
17 所有する施設で使用する電力の再生可能エネルギー電力への切り替えに最大限取り
18 組みます。

- 19 ・ 公用車への電動車の率先導入

20 公用車の更新時に、EVやPHVをはじめとした電動車や九都県市指定低公害車の率
21 先導入を進めます。

- 22 ・ 上水道及び工業用水道における省エネの推進

23 浄水場の取送配水や水処理過程において、省エネルギー型機器の導入や設備の効率
24 的な運転により、CO₂削減を進めます。

25 また、設備の更新において、高効率設備を率先して導入します。

- 26 ・ 環境に配慮した流域下水道の整備

27 高温焼却の実施や廃熱を有効活用できる污泥処理システムの導入、污泥消化・バイオ
28 ガス発電システムなど電気使用量の削減により、下水処理のプロセスごとに環境負荷
29 の低減につながる処理方法を検討し、温室効果ガスの排出量を削減します。

- 30 ・ ESCO事業の推進

31 県有施設にESCOを導入し、庁舎等の建築物で使用する電気やガスなどのエネルギ
32 ー使用量の削減を図ります。

⁵⁵ 県有施設に太陽光発電設備を設置する際の基本方針や技術的指針。

1 ・ 県有施設のエコオフィス化改修の推進

2 県有施設への高効率空調機、LED照明などの導入により、省エネ・省コストやCO₂排
3 出量の削減を図ります。また、節水器具やLED照明の導入によるエコトイレ化を進めま
4 す。

5 県有施設の新築・改築や大規模改修時に当たり、BEMSの導入を検討します。

6 ・ グリーン調達（再掲）

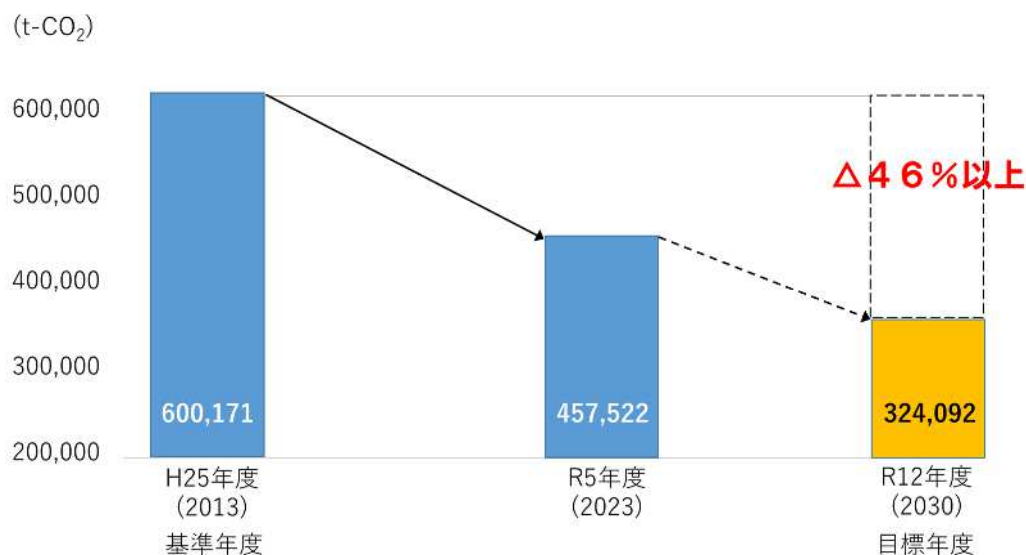
7
8
9 《県庁の率先行動》

10 埼玉県は、地球温暖化対策に関する様々な施策を進める立場にあると同時に、自
11 らの事務事業を行う際に多くのエネルギーや資源を消費する大規模事業所でもあり
12 ます。

13 そのため、県庁の事務事業全般から排出される温室効果ガスの削減計画である
14 「埼玉県地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」を策定し、以下の目標を掲げて、県
15 庁一丸となって取り組んでいます。

16
17 【削減目標】

18 令和12年度（2030年度）における県の事務事業から排出される
19 温室効果ガス排出量を 平成25年度（2013年度）比 **46%以上削減** し
20 さらに **50%** の高みに向けて挑戦します



1 (2) 家庭

2 ① 省エネ家電・設備等の普及促進

3 省エネ家電・設備の普及促進により、CO₂削減と生活の質の向上の両立を図ります。

4 ・ 省エネ家電の買い替え促進

5 家電製品省エネ情報提供制度により、冷蔵庫、エアコン、テレビなどの家電製品につ
6 いて、省エネ型への買い替えを促進します。

7 ・ 省エネ設備の導入促進

8 家庭用省エネ設備の導入支援を行い、住宅の省エネルギー化を図ります。

9 ・ 太陽光発電設備、蓄電池の導入促進

10 住宅における再生可能エネルギーの利用拡大を図るため、住宅への太陽光発電設備
11 や蓄電池の導入を支援し、太陽光発電の自家消費を促進します。

12 ② 脱炭素なライフスタイルへの転換

13 省エネ・省資源のライフスタイルの普及・定着を進めるとともに、省エネ家電、設備、住宅
14 の普及を通じて、生活の質を低下させることなくCO₂削減を目指します。

15 ・ 脱炭素社会の実現に向けたライフスタイルへの転換

16 エコライフDAY&WEEKや動画による家庭の省エネ対策の普及啓発により地球温暖
17 化対策への理解を深めることで、省エネ・省資源に対する意識の醸成・定着、行動の実
18 践といった、脱炭素社会の実現に向けた生活スタイルへの転換を促進します。

19 また、クールビズ・ウォームビズ、クールシェア⁵⁶・ウォームシェア⁵⁷や省エネ・節電など
20 環境に配慮したライフスタイルの実践を広く県民に呼び掛けるキャンペーンを実施しま
21 す。

22 あわせて、循環型社会への転換を促進するため、余剰となっている食品や学用品等
23 を寄附しようとする個人・団体とそれらを必要とする方をマッチングする活動を支援す
24 るなど、県民一人一人が資源を無駄にせずごみを減らすライフスタイルへの転換を推
25 進します。

26 ・ エコライフDAY&WEEKの推進

27 簡単なチェックシートを使って環境に配慮した1日を送るエコライフDAY(一日環境
28 家計簿)を実施し、環境に優しいライフスタイルへの転換を図ります。また任意の項目
29 を1週間継続するエコライフWEEKを実施することにより、地球温暖化対策への取組
30 の更なる定着を図ります。

31 ・ 地球温暖化防止活動推進員の活動支援

32 地域における地球温暖化防止活動の中核となる地球温暖化防止活動推進員⁵⁸に対

⁵⁶ 家族で一部屋に集まったり、街中や自然の中等の涼しい場所に出かけたりして、エネルギーの節約を図る取組。

⁵⁷ 余分な暖房を止めて、家族などが皆で温かい場所、一つの部屋に集まることでエネルギーの節約を図る取組。

⁵⁸ 地球温暖化対策推進法に基づき知事が委嘱。地域において地球温暖化防止の普及活動を行う。

し、研修の実施やポータルサイトでの情報提供などによる活動の支援を行います。

③ 住宅の低炭素化(一部、産業・業務部門と共通)

住宅の省エネ・環境性能の向上を目指します。また、低炭素型の住宅等が正しく評価される仕組みづくりを促進します。

- ・ 省エネ性能の高い住宅の普及促進

全ての新築住宅・建築物に対する省エネ基準適合義務化を見据え、住宅性能表示制度⁵⁹の活用や省エネ性能の高い住宅(認定長期優良住宅⁶⁰や認定低炭素住宅⁶¹等)の普及を促進します。

あわせて、国や市町村などで実施している省エネルギー対策のリフォーム工事に対する助成制度を周知します。

- ・ エコリフォームの普及促進

断熱や設備の省エネ化など、環境に優しいリフォームの考え方や具体的な方法・効果などについて、県民やリフォーム事業者等への普及啓発を推進します。

- ・ 環境に配慮した住宅の普及促進

環境に配慮した住宅や住まい方のアイデアを表彰し、住宅の省エネ化等を促進します。エコで快適な暮らし方などを体験できるイベントを通じて、省エネ住宅や環境に配慮した住まい方等の普及促進を図ります。

- ・ ZEHの普及促進

埼玉県ZEH宿泊体験事業を実施し、高い断熱性能や高効率設備を持つZEHの普及を目指します。

- ・ 新築建物における省エネ・環境性能の向上(再掲)

- ・ 環境に配慮した建築物に対するインセンティブの付与(再掲)

- ・ 低炭素建築物新築等計画の認定(再掲)

(3) 運輸

① 電動車、低燃費車の普及促進

走行時にCO₂を排出しない電気自動車(EV)や、従来の自動車に比べてCO₂排出量が大幅に少ないプラグインハイブリッド自動車(PHV)など電動車、低燃費車の普及を促進します。

⁵⁹ 「住宅の品質確保の促進等に関する法律」に基づき、良質な住宅を取得できる市場づくりを目的とした制度。

⁶⁰ 「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」に基づき、劣化対策や省エネルギー性等、長期にわたり良好な状態で使用するための措置が講じられた優良な住宅。

⁶¹ 「低炭素建築物認定制度」によって認定された低炭素化措置が講じられた住宅。

1 ・ EV・PHVの普及推進

2 自動車を多数使用する事業者に対して低燃費車の導入を義務付けることにより、電
3 気自動車等の導入を促進します。また、民間事業者の資金を活用して県有施設に設置
4 したEV、PHV用充電設備の利用を促進します。

5 ・ 電動車、低燃費車の導入促進

6 関係団体が行う、県内事業者に対する電動車や低燃費車の導入に対する補助事業へ
7 の助成を行います。

8 ・ 公用車への電動車の率先導入(再掲)

9 ② 運輸・物流の低炭素化

10 自動車利用や物流の合理化を図り、自動車から排出されるCO₂の削減を目指します。

11 ・ 自動車地球温暖化対策計画制度の推進

12 30台以上の自動車を使用する事業者を対象とした「自動車地球温暖化対策計画制
13 度⁶²」の推進により、自動車から排出されるCO₂の削減や低燃費車の導入を促進しま
14 す。

15 ・ 自動車地球温暖化対策実施方針制度の推進

16 「自動車地球温暖化対策実施方針制度⁶³」の推進により、大規模荷主や大規模集客施
17 設事業者、マイカー通勤者が多い事業者に対して、輸配送の効率化等を促進します。

18 ・ 低燃費車の導入義務

19 埼玉県地球温暖化対策推進条例に基づき、自動車を200台以上使用する事業者に
20 対し、期限を定め低燃費車導入義務割合を満たすよう義務付け、低燃費車の導入を促
21 進します。

22 ・ エコドライブの普及促進

23 自動車地球温暖化対策計画制度対象事業者エコドライブ推進員の選任を義務付け、
24 エコドライブの普及を促進します。また、県や民間事業者によるエコドライブ講習会を
25 実施し、その修了者を「エコドライブアドバイザー」として認定することでエコドライブの
26 普及を促進します。

27 ・ 時差通勤、ノーマイカー通勤の促進

28 自動車地球温暖化対策実施方針制度に基づき、マイカー通勤者が多い事業者に対し
29 て時差通勤やノーマイカーデーの実施を促進し、マイカー通勤に伴うCO₂排出量の削
30 減を図ります。

⁶² 「埼玉県地球温暖化対策推進条例」に基づき、30台以上の自動車を使用する事業者に対し、CO₂排出量や低燃費車の導入、エコドライブ実施等の取組計画、実績報告の作成などを義務付ける制度。

⁶³ 「埼玉県地球温暖化対策推進条例」に基づき、大規模荷主や大規模集客施設事業者、マイカー通勤者が多い事業者に対して、自動車から排出されるCO₂を抑制するための方針の作成を義務付ける制度。

- 1 ・ 流通業務の総合化、効率化
- 2 物流拠点の集約化や適地への立地、共同輸配送等による配送ネットワークの合理化
- 3 を促進し、環境負荷の低減等を図ります。

- 4 ③ 自動車から公共交通機関等への利用転換
- 5 公共交通機関や自転車の利用を促進し、自動車利用からの転換を図ります。

- 6 ・ 公共交通機関の利用促進
- 7 バスまちスポット・まち愛スポット登録を推進するなど、バス利用者の利便性の向上
- 8 を図ります。
- 9 優先信号制御等によりバスを優先通行させ、運行の定時性を確保するPTPS(公共
- 10 車両優先システム)の運用により、公共交通機関の利用を促進します。
- 11 誰もが安全で快適に公共交通機関を利用できるよう、駅のホームドアやエレベーター
- 12 の設置、ノンステップバスの導入によりバリアフリー化を促進します。
- 13 公共交通の確保・充実を図るため、市町村のコミュニティバスやデマンド交通の導入
- 14 等を促進します。

- 15 ・ 自転車通行空間、駐輪場の整備
- 16 自転車車線の設置など、自転車が安全に走ることができる自転車通行空間の整備を
- 17 推進します。また、市町村が実施する自転車通行空間及び駐輪場の整備を支援します。

- 18 ・ 自転車利用の促進
- 19 自動車地球温暖化対策実施方針制度に基づき、大規模集客施設事業者に対して来場
- 20 者の自転車利用を促進するとともに、マイカー通勤者が多い事業者に対して従業員の
- 21 自転車通勤への転換を促進します。また、県職員向けに電動アシスト自転車の貸出を
- 22 を行い、自転車の利用を推進します。
- 23 自転車の安全な利用を促進するため、啓発・交通安全教育を通じて交通ルールの周
- 24 知を図ります。
- 25 市町村との連携強化等によりシェアサイクルの普及促進など自転車を利用しやすい
- 26 都市づくりを推進します。

- 27 ・ 運転免許自主返納の支援
- 28 運転免許証に代わる公的身分証明書の発行制度や優遇制度の普及を通じて、運転免
- 29 許証の自主返納を支援します。

- 30 ・ 自動車地球温暖化対策実施方針制度の推進(再掲)

- 31 ④ 交通流対策
- 32 渋滞解消など交通流の円滑化を進め、運輸部門におけるCO₂排出量の削減を図ります。
- 33

1 ・ 道路分野の脱炭素化

2 埼玉県道路脱炭素化推進計画に基づき、道路交通における燃料・電力の使用に伴う
3 CO₂排出を対象として、道路分野の脱炭素化を推進します。

4 ・ 渋滞のない円滑な道路交通を実現する道路・交差点の整備

5 高速道路やバイパスの整備・多車線化、交差点改良、鉄道の高架化など、それぞれの
6 渋滞要因に応じた対策を講じることにより、快適で安全に通行できる道づくりを推進
7 します。

8 ・ 交通安全施設的环境配慮

9 交通管制システムの整備や信号機のLED化などを通じ、的確な情報提供や歩行者に
10 優しい道路交通環境を構築し、交通の円滑化とCO₂削減を図ります。

11 (4) 廃棄物、その他温室効果ガス

12 ① 廃棄物対策

13 ごみの削減や廃棄物エネルギーの利用により、廃棄物分野の低炭素化を進めます。

14 ・ ごみを減らすライフスタイルの普及と食品ロス削減の促進

15 事業者等多様な主体と連携しながら、県下一斉フードドライブキャンペーンや出前講
16 座など普及啓発を行い、県民一人一人のごみを減らすライフスタイルへの転換と食品
17 ロス削減を促進していきます。

18 ・ 太陽電池モジュール(太陽光パネル)のリユース・リサイクルの推進

19 今後、大量に廃棄されることが見込まれる太陽光パネルについて、リユース・リサイク
20 ル体制の確立を目的とした「埼玉県太陽電池モジュールリサイクル協議会」において、
21 官民連携の下、効率的な回収ルート構築や高度リサイクル施設の整備支援、使用可
22 能なリユース品やガラス等の再生品の需要創出に取り組めます。

23 ・ 市町村と連携した持続可能な廃棄物処理の推進

24 安定的かつ効率的な一般廃棄物処理体制を構築するため、広域的な処理や処理施設
25 の集約化を促進します。

26 また、地球温暖化対策や災害時の廃棄物処理システムの維持のため、エネルギー効率
27 の高い施設への計画的な更新等を促進します。

28 ・ 廃棄物系バイオマス等利活用の促進

29 生ごみ等のバイオマスの利活用を促進し、廃棄物のエネルギー資源の活用を目指しま
30 す。

31 ・ 農山村バイオマス⁶⁴の利活用の促進

32 農山村地域から発生する多様なバイオマスの利活用を促進し、循環型社会の形成や
33 農山村の活性化を図るため、研修会やイベント等を通じた普及啓発を行います。

⁶⁴ 再生可能な生物由来の有機資源(化石資源を除く)で、家畜排せつ物、食品廃棄物、稲わらなどがある。

また、農林業者、食品関連事業者、リサイクル事業者などのネットワーク構築への支援や市町村バイオマス活用推進計画の策定支援により、地域内での利活用を促進します。

- ・ エネルギー回収型廃棄物処理施設の導入促進
焼却処理に伴い生じる熱エネルギーを発電や余熱利用施設等に活用する、市町村等エネルギー回収型廃棄物処理施設の導入を促進します。
- ・ サーキュラーエコノミー(循環経済)の取組支援 (再掲)

② その他温室効果ガス対策(一部、産業・業務部門と共通)

フロン類の排出抑制により、ハイドロフルオロカーボン(HFC)の削減を進めます。廃棄物などの焼却量を削減することにより、メタンや一酸化二窒素の削減に取り組みます。

- ・ フロン類の排出抑制
フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律⁶⁵に基づき、業務用冷凍空調機器の管理者、フロン類充填回収業者、解体工事業者及びリサイクル業者に対して、フロン類の漏えい防止や機器廃棄時の適切な回収・処理に関する指導を行い、フロン類の管理の適正化を促進します。
- ・ 環境に配慮した流域下水道の整備(再掲)

(5) 吸収源

① 森林の整備・保全

林業の振興や県民参加による取組、木材利用の拡大などを通じて、CO₂吸収源対策として効果のある森林の整備・保全に取り組みます。

- ・ 適正な森林の整備・保全の推進
間伐などの森林整備、高齢化した人工林の皆伐・再造林、荒廃した水源地域の森林を対象とした針広混交林の造成などを推進し、CO₂の吸収など森林の持つ公益的機能を発揮させます。
シカによる植生被害等を防ぐため、狩猟者の持続的な育成・確保を行い、森林の保全を図ります。
- ・ 保安林の指定や適正な整備の推進
森林の持つ公益的機能が持続的に発揮されるよう、保安林の指定や適正な整備・保全・管理を推進するとともに、森林の荒廃を防止するため、治山施設を効果的に整備します。
- ・ 県民参加の森林づくりの推進
健全な森林を次代に引き継ぐため、企業や団体による森づくりなどを支援し、県民参加の森づくりを推進します。

⁶⁵ フロン類の製造から廃棄までのライフサイクル全般に対して包括的な対策等について定めた法律。

- ・ 県産木材の利用促進・率先活用

「埼玉県県産木材利用促進条例」の基本理念にのっとり、県産木材の安定的な供給体制の整備に取り組むとともに、県有施設において率先して県産木材を活用するなど、民間住宅や公共施設等における県産木材利用を促進し、森林の循環利用を図ります。

② 緑地の保全

地域制緑地⁶⁶の指定や公有地化などを進めるとともに、緑地の適切な管理を実施することにより、CO₂吸収源対策やヒートアイランド現象を緩和する効果を高めます。

- ・ 身近な緑の保全

良好な自然環境や豊かな生態系を形成している緑地について、地域制緑地の指定や公有地化を図ります。また、「ふるさとの緑の景観地⁶⁷」等の緑地の適正管理を推進します。

- ・ 見沼田圃の保全・活用

首都近郊に残された数少ない大規模な緑地空間である見沼田圃について、治水機能を保持しつつ、農地、公園、緑地等として土地利用を図ります。また、公有地化により、見沼田圃の保全を図ります。

③ 緑地の創出

都市部などの緑化を進めることにより、緑に囲まれたゆとりある地域の形成を図り、CO₂の吸収量の増大やヒートアイランド対策に取り組めます。

- ・ 身近な緑の創出

緑を守る活動を行う県民に対する支援や緑化計画届出制度による緑化の推進などにより、身近な緑を増やしていきます。

また、屋上緑化・壁面緑化などのモデルの展示、普及啓発を行うほか、環境緑化技術の指導を行います。

- ・ 土地区画整理事業による公園・緑地の整備

土地区画整理事業を実施する市町村を支援し、公園・緑地の整備を促進します。

- ・ 都市公園の緑化推進

緑の拠点となる県営公園の整備などを進めます。

(6) 部門横断

まちづくり、環境教育や産業の育成など、複数の温室効果ガス排出部門にまたがる部門横断的な地球温暖化対策に資する取組を進めます。

⁶⁶ 法令により土地利用の規制・誘導等を通じて緑地の保全が図られている地区。

⁶⁷ 「ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例」に基づく指定地。ふるさとを象徴する緑を形成している地域を指定、保全している。

① 環境に優しいまちづくりの推進

産業・業務部門や家庭部門の取組に加え、まちづくりの観点から環境に優しい取組を進めます。

- ・「埼玉版スーパー・シティプロジェクト」の推進による持続可能なまちづくり
超少子高齢社会の諸課題に対応するため、市町村や企業などとともに、コンパクト・スマート・レジリエントの3つの要素を兼ね備えた持続可能なまちづくりに取り組む「埼玉版スーパー・シティプロジェクト」を着実に進めます。
- ・ 市町村の支援
「カーボンニュートラルSAITAMAネットワーク」を活用し、市町村の計画策定・改正の支援や、先進的取組等の情報提供、企業との連携促進等を行い、温暖化対策に係る市町村の課題解決を支援します。
- ・ 都市のコンパクト化の促進
コンパクトシティを実現するためのマスタープランである「立地適正化計画」を作成する市町村に対する支援を行います。
また、埼玉版スーパー・シティプロジェクトを推進する中でウォークアブルなまちづくりに取り組む市町村に対する支援を行います。
- ・ ヒートアイランド対策の促進
ヒートアイランド対策を施した住宅街の整備について、普及啓発を進めます。
園庭・校庭の緑化の促進により幼少期から緑に親しむ環境を整備するとともに、ヒートアイランド現象の緩和を図ります。
また、手軽にできるヒートアイランド対策である打ち水について、イベントの実施を通じて、普及を促進します。
- ・ 都市と山村の連携による森づくり
県内の山側市町村と都市部市町との結びつきを強め、地域間連携により山側市町村において森林整備等を行い、都市部市町において山側市町村から供給される木材を利用する取組等を支援します。
- ・ Next川の再生の推進
魅力的な水辺空間の保全・創出と良好な水辺環境の保全の視点から多様な主体と連携しながら河川空間の利活用を推進する「Next川の再生」に取り組みます。

② 環境教育の推進、環境活動の促進（一部、家庭部門と共通）

地球温暖化防止をはじめとする環境問題について、学校や生涯学習の場での環境学習を推進し、県民の意識や行動を変えていくような取組を進めます。

- ・ 学校教育における環境学習の充実
学校の教育活動全体を通じ、児童・生徒に地球環境問題や資源・エネルギー問題につ

いて考える機会を提供します。

また、漫画で学ぶ地球温暖化対策教育副読本をデジタルブック化し、小学校の授業等における活用を促進することにより、子どもたちへの温暖化対策教育の強化を図ります。

あわせて、デジタルでの学びに対応して、教育現場で活用しやすく学習効果の高い「みどりと生き物」に関する学習コンテンツを作成し、県内小学校での活用を促進すること等により、将来のみどりの担い手育成に取り組みます。

- ・ 産学官連携による環境人材の育成

産学官連携により環境人材を育成し、大学生を通じて脱炭素化をはじめとした持続可能な社会の実現を目指すとともに、若年層への気運の醸成を図ります。

- ・ 地球温暖化対策の普及啓発

エコライフDAY & WEEKや動画による家庭の省エネ対策の普及啓発を推進します。また、埼玉県地球温暖化防止活動推進センターにおける普及啓発事業や広報活動を支援するとともに、同センター等と協働・連携し、環境保全活動団体の支援を行います。

市町村等と連携し、新たな地球温暖化対策地域協議会⁶⁸や地域地球温暖化防止活動推進センター⁶⁹の設立を支援します。

市町村の地球温暖化対策に関する普及啓発を支援するとともに、県政出前講座に取り組み、県民の学習意欲に応えます。

- ・ 学校から家庭や地域に広がる環境活動の普及促進

豊富な知識や経験を有し環境学習の指導等を行える地域の活動者を環境アドバイザー⁷⁰として登録し、その活動内容を紹介することで、地域の団体や学校等が主催する講演会や研修会等の実施を支援します。

企業のCSR活動の一環として、環境問題に関心の高い企業等を環境学習応援隊⁷¹に登録し、環境教育に取り組む学校への派遣や施設見学の受入れを促進します。

こどもエコクラブ⁷²が行う環境学習や環境保全に関する活動を支援します。

家庭の省エネ・省資源をセルフチェックできるエコライフDAY & WEEKについて、スマートフォン等で取り組める特設サイトの周知やチェックシートの電子配布を行い、学校を通じて家庭での取組を促進します。

- ・ 気軽に楽しく体験できる環境学習の推進

埼玉県環境科学国際センターの展示施設「彩かんかん」における体験や出前授業、埼玉県地球温暖化防止活動推進センターが行う啓発・広報などを通じて、誰もが気軽に

⁶⁸ 地球温暖化対策推進法に基づき、地方公共団体、地域地球温暖化防止活動推進センター、地球温暖化防止活動推進員、事業者、住民などが日常生活に関する温室効果ガスの排出の抑制等に必要な措置について協議するための組織。

⁶⁹ 地球温暖化対策推進法に基づき都道府県や指定都市等が指定するセンターで、その区域における地球温暖化に関する啓発及び広報活動、地球温暖化防止活動推進員や環境保全活動団体の支援等を行う。

⁷⁰ 地域における環境保全活動や環境学習等に関する活動者で、一定の要件を満たし、県に登録した者。

⁷¹ 環境問題に関心が高い企業等を登録し、小・中・高等学校に派遣する制度。

⁷² 子どもたちが地域で自主的な環境学習や実践活動を行うためのクラブ。(公財)日本環境協会が全国事務局で、県は県内での取組の支援を行っている。

1 楽しめる環境学習を推進します。

2 ・ 廃棄物処理施設を利用した環境学習の推進

3 地域との連携を進めている廃棄物処理業者の施設を利用し、施設の見学等を通じて
4 3R⁷³についての環境学習を推進します。

5 ・ 消費者に対する環境学習の推進

6 環境学習をテーマとした消費生活講座の開催や、埼玉県生活科学センターでの環境
7 に配慮した消費生活を啓発する展示等を通じて、消費者自らが考え、行動する能力を
8 高めます。

9 ・ 木育の推進

10 「活樹」の一環として、森林の持つ多面的機能の重要性や、森林整備、木材利用の必
11 要性等について、理解を深めるため、木育⁷⁴の機会の創出を図ります。

12 ・ 地産地消の推進

13 安全・安心で新鮮な県産農産物を求める県民ニーズに応えるため、県民(消費者)や
14 生産者、流通・加工業者等と行政が一体となって地産地消を推進します。

15 ・ フードマイレージの活用

16 食料の重量と輸送距離を掛け合わせた「フードマイレージ⁷⁵」の意義や考え方につい
17 て、地産地消の取組を通じて県民の意識醸成を図ります。

18 ・ 地球温暖化防止活動推進員の活動支援(再掲)

19 ③ 脱炭素社会をリードする産業の育成

20 今後成長が期待される環境・エネルギー分野や自動車分野において産業育成を支援し、
21 新たなビジネスチャンスを開きます。

22 ・ 脱炭素化に向けた環境・エネルギー分野等の先端産業の育成

23 カーボンニュートラルなどに関する技術・製品の開発の支援や、販路拡大の支援によ
24 り、中小企業の稼ぐ力を高めます。また、急速な脱炭素化の影響を受ける自動車産業
25 において、新たな部品製造への業態転換や事業の多角化を目指す中小企業に対し、技
26 術開発から販路開拓まで一貫して支援を実施します。

27 ・ 環境関連ビジネスの振興

28 環境の先端技術をビジネスに取り入れた事例を学びながら環境ビジネスに取り組む
29 企業間の交流を図る環境ビジネスセミナーを開催し、企業・支援機関のネットワークづ
30 くりを促進するとともに、環境ビジネスの機運を醸成します。

⁷³ 廃棄物の発生抑制(Reduce:リデュース)、再使用(Reuse:リユース)、再生利用(Recycle:リサイクル)により、循環型社会をつくる取組。

⁷⁴ 木材に対する親しみや木の文化への理解を深め、木材の良さやその利用の意義を学んでもらうための教育活動。

⁷⁵ 食料の重量と輸送距離を乗じて数値化したもの。輸送距離が短いと環境負荷が小さくなるとの考え方に基づく。

1 ・ 環境分野での先導的な研究の実施

2 環境科学国際センターにおいて、環境科学に関する総合的かつ学際的な試験研究を
3 行い、地球温暖化対策に関する研究の充実を図ります。また、国内で第一号となる地
4 域気候変動適応センターから研究成果や情報を積極的に発信し、企業や大学との共同
5 研究を推進します。

6 埼玉県産業技術総合センターにおいて、CO₂排出削減、省エネに資する技術の開発
7 など、先導的な研究に取り組みます。

8 埼玉県農業技術研究センターにおいて、埼玉農業の競争力を強化するため、バイオマ
9 ス利用や農業に係る省エネルギー技術などの試験研究を実施します。

10 ・ サークュラーエコノミー(循環経済)の取組支援（再掲）

11 ④ 国際連携の推進

12 環境科学国際センターにおいて、海外研究機関との研究交流活動を行うとともに、
13 様々な国を対象に研究員の受入れや専門研究者の派遣を行い、地球温暖化対策など環境
14 分野における国際貢献を推進していきます。

15 ・ アジア諸国への技術支援

16 アジア諸国などへ専門分野の研究員を派遣して技術支援を行います。

17 ・ 海外研究機関との研究交流

18 海外の研究機関との共同研究やシンポジウムの開催などを通じて、研究の推進とそ
19 の発信を進め地球規模での環境問題に対して地域からの解決に貢献していきます。

20 ・ 技術移転・人材育成

21 独立行政法人国際協力機構(JICA)のプロジェクトへの協力や環境保全技術研修な
22 どへの海外からの研修員の受入れ等を通じて、環境に関する技術移転・人材育成を進
23 めます。

24 (7) エネルギー

25 全ての部門・分野において再生可能エネルギーの最大限導入やエネルギーの効率的利用
26 を促進し、地球温暖化対策に資する取組を進めます。

27 ① 再生可能エネルギーの普及拡大

28 地域住民や自然環境に配慮した太陽光発電や太陽熱利用システムの導入を促進すると
29 ともに、バイオマスや廃棄物など、身近で多様なエネルギー源の活用と普及を図ります。

30 ・ 住宅用太陽光発電等の普及促進

31 太陽光発電設備やバイオマス発電などの再生可能エネルギーの導入を支援し、太陽
32 光等により発電した電力の活用を促進します。

- 1 ・ 大規模建物の新築等における太陽光発電等の導入検討
2 延床面積2,000㎡以上の建築物を新築又は増築しようとする者に対して、太陽光
3 発電等の再生可能エネルギーの導入の検討を求めます。
- 4 ・ 事業者に対する太陽光発電等の導入支援
5 安全性や周辺環境に配慮しつつ、事業者に対する低利融資や補助制度を活用し、太
6 陽光発電や蓄電池などの導入を支援します。
- 7 ・ 非化石証書の活用による再生可能エネルギーの地産地消の推進
8 県内で生み出された再生可能エネルギーの環境価値を県内事業者に供給するため、
9 非化石証書を活用した「彩の国ふるさとでんき(埼玉県産CO₂オフセット電力メニュ
10 ー)」等により再生可能エネルギーの地産地消を推進します。
- 11 ・ 農業用貯水池等の太陽光発電への活用
12 土地改良区が管理する管理施設(農業用貯水池等)において、周辺の自然環境に配慮
13 しつつ、当該施設の本来の用途・目的を妨げない範囲で、太陽光発電設備の設置に係
14 る土地改良区に対する相談等の支援を行います。
- 15 ・ 太陽光発電に係る諸課題に関する改善要請
16 地域と共生した太陽光発電施設の導入が促進されるように、不適切事案に対する法
17 的規制の強化などについて、国に改善を要望していきます。
- 18 ・ 太陽熱利用システムの導入促進
19 事業者や県民を対象に太陽熱利用システムの導入促進を図ります。
- 20 ・ 未利用木質資源のエネルギー活用の促進
21 木質ペレット⁷⁶・チップ等の生産や木質バイオマスボイラー等の導入を支援し、未利用
22 木質資源のエネルギー活用を促進します。
- 23 ・ 県有施設への太陽光発電の率先導入(再掲)
- 24 ・ 蓄電池の導入促進(再掲)
- 25 ・ 環境に配慮した流域下水道の整備(再掲)
- 26 ・ 廃棄物系バイオマス等利活用の促進(再掲)
- 27 ・ 農山村バイオマスの利活用の促進(再掲)
- 28 ② エネルギーの効率的な利用の促進(一部、運輸部門、廃棄物と共通)
29 コージェネレーションシステムや分散型エネルギーの利用などエネルギーの効率的利用
30 を促進します。

⁷⁶ 樹皮や端材などを破碎し、円柱状に圧縮成型した固形燃料。ボイラーやストーブの燃料に利用できる。

- 1 ・ コージェネレーションシステムや燃料電池の導入の促進(一部再掲)
2 事業活動における脱炭素化を図るため、コージェネレーションシステムなどの導入を
3 支援します。また、家庭用燃料電池等の導入を支援し、家庭の省エネルギー化と住宅の
4 レジリエンス強化を図ります。
- 5 ・ 分散型エネルギー⁷⁷の効率的な利用や面的利用の促進
6 太陽光発電やバイオマス発電といった地域で生み出されるエネルギーについて蓄電
7 池、IoTなどを活用したエネルギーマネジメントを推進し、分散型エネルギーの効率的
8 かつ面的な利用を促進します。
9 バーチャルパワープラント(VPP⁷⁸)技術などの活用によるアグリゲーターを介した
10 デマンドリスポンス(DR⁷⁹)への参加を促し、省エネルギー化やエネルギーコストの低
11 減を図ります。
- 12 ・ エネルギーの効率的利用の促進
13 省エネルギー診断やエネルギー管理設備に対する補助などにより、エネルギーの効
14 率的利用を促進します。
- 15 ・ エネルギー回収型廃棄物処理施設の導入支援(再掲)
16

⁷⁷ 比較的小規模かつ様々な地域に分散しているエネルギーの総称。

⁷⁸ 工場や家庭などが有する小規模な分散型のエネルギーリソースを、IoTを活用した高度なエネルギーマネジメント技術によりこれらを束ね、遠隔・統合制御することで、電力の需給バランス調整を行う仕組み。

⁷⁹ 電力消費のピーク時に電気料金単価が割高になったり、節電努力に応じて何らかの報酬が得られたりすることで、電力消費の総量を抑制する仕組み。

3 施策別実施目標

地球温暖化対策推進法では、その区域の自然的社会的条件に応じた再エネ利用促進等の施策に関する事項に加えて、施策の実施に関する目標を定めることとされています。

本県の施策における目標は以下の考え方で設定しています。

- ① 本県の地域特性を踏まえた指標とする。
 - ② 県、市町村、県民、事業者等で共有できる指標とする。
 - ③ 原則として上位計画(埼玉県5か年計画、埼玉県環境基本計画)等と整合を図る。
- 具体的な目標(指標)は以下のとおりとします。

施策カテゴリ	指標	目標	
		現状値	目標値
再エネの利用促進	電気使用量に対する再エネ発電電力量の割合 ⁸⁰	9.1% (令和6年度)	14.3% (令和12年度)
事業者・住民の削減活動促進	乗用車の新車販売台数における電動車の割合	62.8% (令和7年)	75.6% (令和12年)
	環境に配慮したサステナブル経営に関するセミナー等参加企業数	480社 (令和9～12年度の累計)	
	県産木材の供給量	87,000m ³ (令和7年度)	96,000m ³ (令和12年度)
	家庭における1人当たりの年間エネルギー使用量(電力換算)	2,446kWh (令和5年度)	2,280kWh (令和12年度)
	大規模事業所におけるCO ₂ 排出量削減率	43.9% (令和6年度)	64.6% (令和12年度)
地域環境の整備	地球温暖化対策実行計画(区域施策編)策定市町村数	54市町村 (令和7年度)	63市町村 (令和12年度)
	森林の整備面積	5,600ha (令和9～12年度の累計)	
	新たな地域公共交通に取り組む市町村数	35市町村 (令和6年度)	53市町村 (令和12年度)
	緑の保全面積	570.3ha (令和7年度)	582ha (令和12年度)
	身近な緑の創出面積	200ha (令和9～12年度の累計)	
循環型社会の形成	産業廃棄物の再資源化量	493万t (令和6年度)	500万t (令和12年度)
	一般廃棄物の1人1日当たりの焼却量	610g/人・日 (令和6年度)	565g/人・日 (令和12年度)
	食品ロス量	17.7万t (令和5年度)	16.2万t (令和12年度)

⁸⁰ 埼玉県内の再生可能エネルギーによる発電電力量を県内の電力使用量で除した値(出典 自治体排出量カルテ(環境省))

第6章 適応策

1 適応策の意義と必要性

IPCC第6次評価報告書では、「人為起源の気候変動は、極端現象の頻度と強度の増加を伴い、自然と人間に対して、広範囲にわたる悪影響と、それに関連した損失と損害を、自然の気候変動の範囲を超えて引き起こしている。」と指摘されています。また、気候変動による影響として、生態系の構造変化のほか、沿岸域における洪水や暴風雨による損害、暑熱、栄養不良などが指摘されています。

本県においても、時間雨量50mmを超えるような短時間強雨の増加や熱中症救急搬送者数の増加など、温暖化の影響と考えられる現象が既に現れています。

また、平成30年(2018年)に公表されたIPCC1.5℃特別報告書では、このまま地球温暖化が続けば自然や人間に対する気候に関連するリスクは、現在よりも高くなるとされています。

こうしたことから、温室効果ガス排出削減対策である「緩和策」とともに、気候変動に適切に対応する「適応策」に積極的に取り組むことが必要となっています。

将来、本県でも幅広い分野で気候変動による影響が現れると予測されています。既に現れている影響に加え、長期的に避けることができない影響に対して、気候のモニタリング、将来における気候変動の予測、予測される気候変動による影響の評価を実施し、影響を軽減するための適応策を実施することが必要です。

加えて、適応策も緩和策と同様に複数のSDGs目標との関連があり、SDGs目標達成の観点からも適応策を推進する必要があります(図6-1)。

図6-1 適応策と関連するSDGs目標

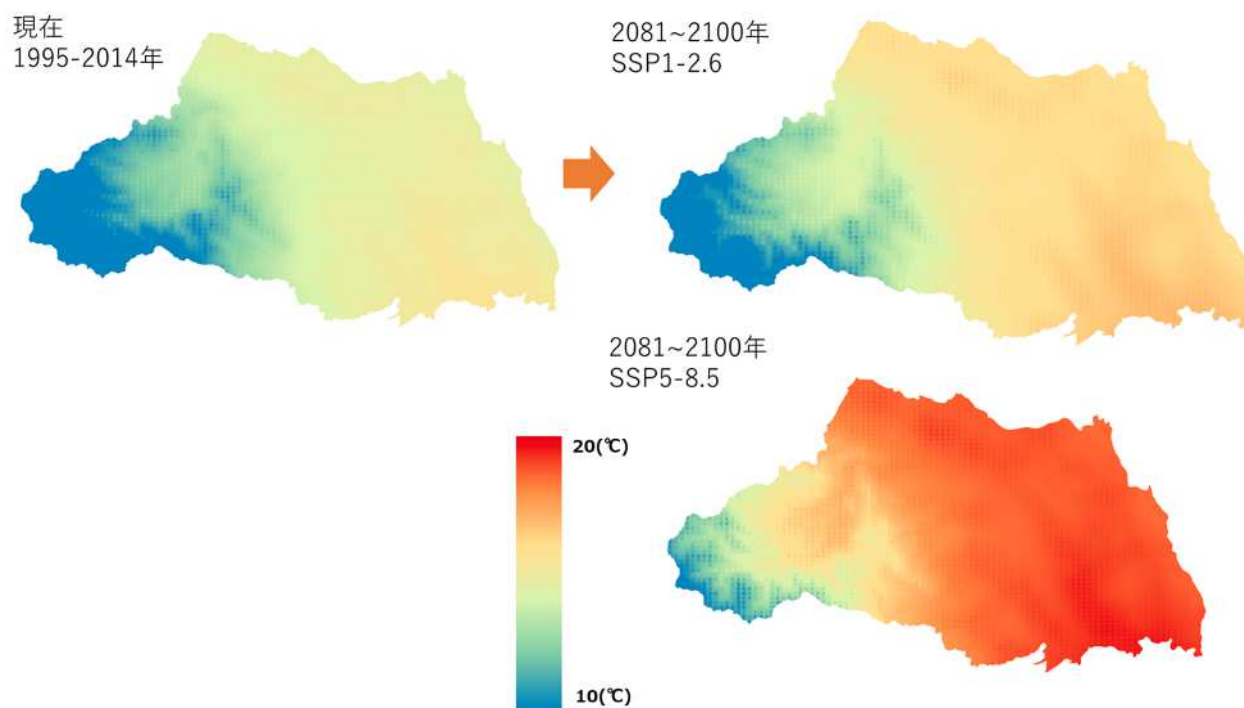


2 本県の気候変動予測

熊谷地方気象台のデータによると、1897年から2024年までの気温上昇率は、100年に換算すると2.3℃となります。また、最近10年間(2015～2024年)の1時間降水量50mm以上の雨の平均年間発生回数は、統計期間の最初の10年間(1979～1988年)と比べて約39%増えています。

IPCC第6次評価報告書のシナリオを元に予測した県内の年平均気温は、最も温室効果ガスの排出が多くなるシナリオ(SSP5-8.5シナリオ)において、現在(1995～2014)の15.3℃から平野部の大半の地域で約20℃に達することが予測されています。比較的温室効果ガスの排出が少ないシナリオでも約17℃程度になることが予測されています(図6-2)。

図6-2 埼玉県内の年平均気温の分布



石崎 紀子, 2021: CMIP6をベースにしたCDFDM手法による日本域バイアス補正気候シナリオデータ, Ver. 1, 国立環境研究所, doi:10.17595/20210501.001. (参照: 2021/05/01) のデータを使用して埼玉県が作成。

3 本県における気候変動の影響

本県で既に顕在化している、または将来生じることが予測されている気候変動の影響を示します。

(1) 農業分野

本県は、令和6年(2024年)の農業産出額が米で全国18位、野菜で全国8位の都市近郊農業地域です。近年、夏季の高温・少雨等により、米や野菜、果樹等において、生理障害や品質の低下が見受けられます。

更に、風雨等による直接的な被害だけでなく、品目・作期変更、施設の構造強化など、リスク管理にかかる人的、金銭的なコストが増大しています。

今後、高温障害による収量・品質低下の発生頻度は更に大きくなり、新病害虫の発生が懸念されるなど、農業生産への影響の恒常化が予測されます。

(2) 水環境・水資源分野

県内では平成27年度(2015年度)から平成29年度(2017年度)に荒川水系で、平成28年度(2016年度)に利根川水系で取水制限が実施されましたが、平成30年度(2018年度)以降、取水制限はありませんでした。

吉見浄水場を対象に河川流量を予測した研究では、今世紀末頃には7～8月の最低流量が減少し、渇水リスク及び水質悪化の増加が懸念されています。

(3) 自然生態系分野

積雪の減少などを背景にニホンジカの生息域が標高2,000メートル以上へ拡大し、高山帯では自然植生の食害や林床植生の衰退、高木の枯死が見られるようになっていきます。また、昭和初期に九州で初確認されたヨコヅナサシガメなどの南方系昆虫が、温暖化に伴う気温上昇等により、近年埼玉県内での生息が見られるようになりました。

更に、ツバキやサクラなどでは開花時期の早まりが見られるなど、様々な生態系への影響が生じています

今世紀末には、県内のブナ生育適地の大幅な減少が予測されています。水温上昇に伴い、イワナなどの冷水性魚類の生息域が移動あるいは縮小するなど、生息魚類相に変化が生じることが予測されます。

(4) 自然災害分野

県内では、1時間降水量50mmを超える降雨の発生回数は、過去10年間(2006～2015年)の27回に対し、直近10年間(2016～2025年)は46回と約2倍に増加しています。また、令和5年(2023年)の梅雨前線による大雨及び台風第2号では、県内14か所の雨量観測所のうち4か所で6月の日降水量が観測史上1位を記録し、床上浸水820棟、床下浸水3,224棟の家屋浸水被害が発生しました。

今世紀後半に向けて線状降水帯などの豪雨は増加していくと予測されており、洪水発生頻度及び土砂災害発生頻度の増加や山腹崩壊の同時多発化が懸念されます。

1 (5) 健康分野

2 本県の平野部は、都市化の進行によるヒートアイランド現象や、秩父山地を越えて西風
3 が吹き下ろすことで気温が上昇するフェーン現象などにより、全国的に見ても特に夏の気
4 温が高くなる地域となっています。直近5年間(2021~2025年)とその前の5年間(20
5 16~2020年)の熱中症による救急搬送者数を比較した場合、救急搬送者数の合計が約
6 5千人増加、特に令和7年(2025年)には5月から9月の期間中に6,141人と過去最高
7 を記録しました。救急搬送者に占める高齢者の割合も約4ポイント上昇しています。

8 WBGT(暑さ指数)が高い年ほど救急搬送者数が増加する傾向が見られ、今後の更なる
9 気温上昇に伴いWBGTの上昇も予測され、熱中症搬送者数や死亡者数等の増加が懸念
10 されます。

11 (6) 産業分野

12 夏季の厳しい暑さにより、観光客の減少が報告されている観光地があるほか、建設業で
13 は令和4年(2022年)から令和7年(2025年)の4年間で熱中症による死傷者が35人発
14 生しています。また、令和5年(2023年)の梅雨前線による大雨では、県内中小企業に約
15 1億9,400万円の被害が生じるなど、経済被害も発生しています。

16 今後は、気温上昇による観光需要への影響や労働生産性の低下、熱中症対策コストの増
17 加に加え、豪雨・強風等による事業活動への影響やエネルギー需要の増加による安定供給
18 リスクの高まりが懸念されます。

19 (7) 県民生活・都市生活分野

20 現在(2021~2025年)と50年前(1971~1975年)を比較すると、熊谷の年間熱帯
21 夜日数は35日、年間猛暑日日数は29日増加しています。また、熊谷地方気象台の観測で
22 は、年平均気温は100年当たり約2.36℃のペースで上昇しており、地球温暖化とヒート
23 アイランド現象の影響が複合的に現れていると考えられています。

24 都市部においては、気候変動による気温上昇にヒートアイランド現象による気温上昇が
25 加わることで熱ストレスが増大し、睡眠障害、暑さによる不快感、屋外活動への影響等、都
26 市生活における快適さに影響を及ぼしています。

27 また、令和元年(2019年)東日本台風の影響により、県西部で堤防の決壊や越水が発
28 生し、県内の水道施設も複数被害を受けました。

29 今後、熱ストレスが増加することで労働生産性が低下し、労働時間の経済損失が発生す
30 ることや、洪水による水道施設被害や高濁度化のリスクが増加、内水浸水範囲の拡大など
31 が懸念されています。

1 4 適応策の方向性

2 本県においては、地域気候変動適応センターを環境科学国際センターに設置し、市町村と
3 の共同設置をはじめとして、各分野で既に気候変動への適応策が進められています。また、県
4 が実施している既存の施策・事業には、既に生じている気候変動による影響に対する短期的
5 な適応策として機能しているものもあります。

6 これらの適応策については、今後の地球温暖化の進行といった中長期的変化の視点を組み
7 込み、各時点における必要性、費用対効果や着手時期を見極めながら順応的に進めていきま
8 す。

9 適応策の推進に当たって、「気候変動影響の評価について(答申)」(令和8年(2026年)1
10 月、中央環境審議会)を踏まえ作成された「第3次気候変動影響評価報告書(総説)」に示され
11 た気候変動による影響評価や県内での影響を基に、今回の計画見直しに合わせ、分野ごとに
12 温暖化の影響を再度評価し直しています(表6-1)。

13 影響評価の結果を踏まえた今後の主な取組の方向性を表6-2に示します。

14 県内における影響評価結果及び適応策は、国の気候変動影響評価や気候変動に関するモ
15 ニタリング結果等を踏まえて適宜見直しを行います。

16

表6-1 本県における気候変動による影響評価結果

大項目	小項目		影響評価結果		
			短期的な影響・被害の発生程度		長期的な影響
			重大性 (A-1)	緊急性 (A-2)	総合評価 (B)
農業・林業・水産業					
農 業	水 稻		レベル3	レベル3	レベル3
	野菜等	花き類	レベル3	レベル3	レベル3
		野菜	レベル1	レベル2	レベル1
	果 樹		レベル3	レベル3	レベル3
	麦、大豆、飼料作物等		レベル2	レベル2	レベル2
	畜 産		レベル3	レベル3	レベル3
	病害虫・雑草等		レベル2	レベル2	—
	農業生産基盤		レベル3	レベル3	レベル3
食糧需給		—	—	レベル2	
林 業	木材生産(人工林等)		—	—	—
	特用林産物(きのこ類等)		—	—	レベル1
水産業	回遊性魚介類(魚類等の生態)		—	—	—
	増養殖業		—	—	—
	沿岸域・内水面漁場環境等		レベル1	レベル2	レベル2
水環境・水資源					
水環境	湖沼・ダム湖		レベル2	レベル2	レベル1
	河 川		—	—	—
水資源	水供給(地表水)		レベル1	レベル2	レベル1
	水供給(地下水)		—	—	レベル1
	水需要		レベル1	レベル1	レベル1
自然生態系					
陸域生態系	高山・亜高山帯		レベル1	レベル2	—
	自然林・二次林		レベル1	レベル2	—
	里地・里山生態系		—	—	—
	人工林		—	—	—
淡水生態系	野生鳥獣の影響		レベル1	レベル3	—
	湖 沼		—	—	—
	河 川		レベル1	レベル2	レベル2
	湿 原		—	—	—
物質収支			—	—	—
生態系サービス			—	—	—
その他	生物季節		レベル1	レベル2	レベル1
	分布・個体群の変動	在来生物	—	—	レベル1
		外来生物	—	—	—
自然災害・沿岸域					
河 川	洪 水		レベル3	レベル3	レベル3
	内 水		レベル3	レベル3	レベル3
山 地	土石流・地すべり等		レベル3	レベル3	レベル3
その他	強風等		レベル3	レベル3	レベル2

大項目	小項目	影響評価結果		
		短期的な影響・被害の発生程度		長期的な影響
		重大性 (A-1)	緊急性 (A-2)	総合評価 (B)
健 康				
暑 熱	死亡リスク	レベル3	レベル3	レベル3
	熱中症	レベル3	レベル3	レベル3
	疾病発生・悪化、死因別死亡リスク	—	—	—
感染症	水系・食品媒介性感染症	レベル1	レベル1	レベル1
	節足動物媒介感染症	レベル1	レベル2	レベル3
	その他の感染症	—	—	—
その他	温暖化と大気汚染の複合影響	—	—	—
	メンタルヘルスへの影響	—	—	—
	自然災害に起因する健康影響	—	—	レベル2
	冬季の健康影響	—	—	—
	その他の健康影響	—	—	レベル2
産業・経済活動				
産 業	全般	—	—	レベル1
	製造業	—	—	—
	食料品製造業	—	—	—
	エネルギー産業	レベル1	レベル2	レベル1
	原材料業	—	—	—
	商業	レベル1	レベル1	—
	金融・保険	—	—	—
	観光業	—	—	レベル1
	建設業	レベル3	レベル2	レベル2
	情報・通信業	—	—	—
	運輸業	—	—	—
	不動産業	—	—	—
	サービス業	—	—	—
	医療・福祉・製薬業	レベル1	レベル1	—
衣料品製造業	—	—	—	
海外からの2次的影響		—	—	—
国民生活・都市生活				
健全な生活とその基盤	インフラ・ライフライン等	レベル3	レベル2	レベル3
	医療・福祉、教育	レベル3	レベル3	レベル3
	飲食	レベル1	レベル1	レベル3
	住宅・住居	レベル3	レベル3	レベル3
	労働・消費	—	—	—
	健康的な暮らし	レベル3	レベル3	レベル3
	レジャー・大規模イベント	—	—	レベル1
	災害避難	—	—	レベル3
精神的な基盤	自然環境	レベル1	レベル2	レベル1
	文化・歴史	レベル1	—	レベル1
	地域社会	—	—	—
世代間・世代内公平性	公平性・社会的弱者への配慮	—	—	—

【凡例】

(A-1)	(A-2)	(B)
レベル3:特に重大な影響が認められる	レベル3:緊急性が特に高い	レベル3:長期的な影響が特に大きい
レベル2:重大な影響が認められる	レベル2:緊急性が高い	レベル2:長期的な影響が大きい
レベル1:影響が認められる	レベル1:緊急性が低い	レベル1:長期的な影響が小さい
—:現状では評価できない	—:現状では評価できない	—:現状では評価できない

1 表6-2 今後の主な取組の方向性

項 目	今後の主な取組の方向性
農業	・高温に強い品種の育成 ・気象予測情報を活用した栽培方法の検討、高温対策技術等の推進
河川 (洪水、内水)	・現在の計画に基づく治水施設の整備の推進 ・河川の防災情報の発信や洪水ハザードマップ⁸¹活用の推進 ・内水ハザードマップ⁸²作成の促進 ・公共下水道(雨水)整備の促進
暑熱(熱中症)	・効果的な注意喚起を行う市町村の取組を支援 ・市町村と連携し、「指定暑熱避難施設⁸³」や「涼み処」の整備を促進 ・熱中症警戒アラート⁸⁴等の熱中症情報の迅速な提供(アプリを活用した情報提供)
産業(建設業)	・県発注工事における熱中症対策費の計上
県民生活・都市生活	・住宅におけるヒートアイランド対策の促進 ・公共施設など身近な場所の緑化 ・学校における「熱中症警戒アラート等メール配信サービス」やWBGT計を活用した熱中症予防

2 また、以下の方向性の下、各分野における適応策の取組を進めます。

3 (1) 農業・林業分野

4 ① 農業

- 5 ・ 遺伝子診断技術を活用して、高温に強く複数の病虫害抵抗性を有した品種育成を行う
- 6 など水稻の高温耐性を高める栽培技術等を開発・普及します。
- 7 ・ 野菜等について地域機関、試験研究機関と一体となり、気象予測情報を活用した栽培
- 8 方法の検討や環境モニタリングによる環境制御技術、遮光資材やミスト等を活用した
- 9 高温対策技術を推進します。
- 10 ・ 病虫害の発生消長、気象の経過と予報、農作物の生育状況等を調査して、病虫害の発
- 11 生を予察し、これに基づく情報を提供します。

12 ② 林業

- 13 ・ 地球温暖化がスギなどの人工林や原木きのこなどに及ぼす影響データ等の情報を収
- 14 集します。

⁸¹ 河川の氾濫に備え、浸水の想定される区域と浸水の程度、避難場所などの情報を地図上に示した防災マップ。

⁸² 降雨が下水道の雨水排水能力を超えて河川等に排水できず、浸水の発生が想定される区域を地図上に示したマップ。

⁸³ 指定暑熱避難施設(クーリングシェルター)は、気候変動適応法に基づき、暑さ対策として市町村が指定する冷房施設等を備えた施設で、熱中症特別警戒アラート発表時に住民に開放される。

⁸⁴ 気象庁と環境省が共同で発表する警戒情報。熱中症により人の健康に係る被害が生ずるおそれがある場合に、発表される。

- ・ 森林調査を続け、人工林の異変などを把握します。
- ・ 原木きのこについて、生産者と意見交換等を行い、生育状況を確認します。

(2) 水環境・水資源分野

① 水環境

- ・ ダム湖等の定期的な水質検査を実施します。
- ・ 河川環境全体の変化等を把握するための水質のモニタリングを行います。

② 水資源

- ・ 健全な水循環の推進及び雨水等の利用を推進します。
- ・ 水道用水の安定供給を図るため、建設中の水資源開発施設の早期完成を国等に働きかけます。
- ・ 国、水資源機構、県内市町村等との情報共有を図り、渇水時に適切な対応を行います。

(3) 自然生態系分野

- ・ 植生調査や生物季節観測値の変化傾向の把握を継続して行います。
- ・ 本県の生物多様性の回復の推進に資する施策や目標を設定し、生物多様性の保全及び持続可能な利用の実現を図ります。
- ・ 県内希少野生生物⁸⁵に関するモニタリング調査を継続して行います。
- ・ 第二種特定鳥獣管理計画⁸⁶に基づくシカの個体数管理のための捕獲を推進します。
- ・ アライグマ捕獲情報の収集やクビアカツヤカミキリ被害状況把握など特定外来生物の防除対策を実施します。

(4) 自然災害分野

① 河川

- ・ 河川整備計画に基づき、時間雨量50mm程度の降雨でも氾濫しない河川整備を推進します。
- ・ 頻発化、激甚化する水災害に対応するため、公共下水道(雨水)を管理する市町村と連携して計画的な河川整備や流域対策、再度災害の防止に向けた緊急的な治水対策を推進します。
- ・ 河川の防災情報の発信や洪水ハザードマップの活用を推進します。
- ・ 市町村における内水ハザードマップの作成を促進します。

⁸⁵ 県のレッドデータブックに掲載されている絶滅のおそれのある動植物(動物842種、植物1,031種)。

⁸⁶「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に基づいて策定されたイノシシ及びニホンジカの生息数や生息域の適正管理のための計画。

- ・ 公共下水道(雨水)整備を促進します。
- ・ 市町村によるハザードマップの作成や避難行動要支援者名簿の整備、避難情報の判断・伝達マニュアルの策定を促進します。
- ・ 埼玉県防災情報メール等による災害情報の発信を継続するとともに、防災教育や訓練を実施し、防災力の向上を推進します。
- ・ 水災害発生時の廃棄物等の流出による環境汚染防止対策について、産業廃棄物処理業者等への指導を推進します。

② 山地

- ・ 山地に起因する災害から県民の生命・財産を守るため、災害の発生するおそれが高い箇所から優先して治山施設を整備します。
- ・ 豪雨等の災害により崩壊した箇所等で、人的被害や崩壊の拡大のおそれがある箇所を最優先に治山施設を整備します。
- ・ 集中豪雨や大規模崩壊など近年の災害要因の変化に対応するため、山地災害危険地区の再調査を実施します。
- ・ 県民の生命・財産を守るため、土砂災害防止施設の整備と土砂災害警戒区域等の指定を推進します。

③ 強風等

- ・ 埼玉県防災情報メール等による災害情報の発信を継続するとともに、防災教育や訓練を実施し、防災力の向上を推進します。

(5) 健康分野

① 熱中症

- ・ 効果的な注意喚起を行う市町村の取組を支援します。
- ・ 市町村と連携し、「指定暑熱避難施設」や「涼み処」の整備を促進します。
- ・ アプリ等を活用し、熱中症警戒アラート等の熱中症情報を迅速に提供します。
- ・ 高齢者等ハイリスク者への見守りや声かけの強化、埼玉労働局との連携の強化を図ります。

② 感染症

- ・ 感染症予防の普及啓発を推進します。
- ・ 防除作業実施機関との連携を強化します。

③ 複合影響

- ・ 「埼玉県大気汚染緊急時対策要綱(オキシダント)⁸⁷」について、県民の生活環境保全に

⁸⁷ 大気汚染防止法、埼玉県生活環境保全条例に規定する大気汚染(オキシダント)の緊急時の措置を定めた要綱。

1 資するよう適切に運用していきます。

- 2 ・ 光化学オキシダント対策を着実に実施します。

3 (6) 産業分野

4 ① 建設業

- 5 ・ 県発注工事において、必要に応じた熱中症に資する対策費用を計上又は加算します。

6 (7) 県民生活・都市生活分野

7 ① 暑熱による生活への影響

- 8 ・ 住宅におけるヒートアイランド対策を促進します。
- 9 ・ 打ち水や暑熱対策グッズの普及啓発を行います。
- 10 ・ ヒートアイランド現象の実態調査(温度実態調査)を行います。
- 11 ・ 緑化計画届出制度を適正に運用し、身近な場所の緑化を進めます。
- 12 ・ 彩の国みどりの基金⁸⁸を活用した緑の創出を推進します。
- 13 ・ 地域制緑地内での木竹の伐採等に対する行為制限等により、緑地の保全を図ります。
- 14 ・ 身近な緑公有地化事業による緑地の公有地化を推進します。
- 15 ・ 緑の管理協定によるふるさとの緑の景観地の保全を推進します。
- 16 ・ 自然公園・自然環境保全地域内における開発行為等に対する指導を行います。

17 ② インフラ・ライフライン等

- 18 ・ 堤防決壊により浄水場施設に被害が発生した場合に備え、浄水場間のバックアップ体
- 19 制を確保します。

20 ③ 医療・福祉、教育

- 21 ・ 医療施設が災害時に病院機能を維持し、発揮するために、業務継続計画(BCP)の策定
- 22 や浸水対策等に係る施設・設備整備の支援に取り組みます。また、避難所や被災施設
- 23 への保健医療活動チームの派遣を想定した訓練を実施します。
- 24 ・ 年度当初に各学校に対し、「熱中症警戒アラート等メール配信サービス」に登録し、順次
- 25 熱中症警戒アラート等が受信できるようにすることや、暑さ指数(WBGT)計を活用し、
- 26 その時その場のWBGT値を確認し、運動活動実施の可否や内容を検討するよう周知し
- 27 ます。
- 28 ・ 県立学校の体育館及び教室等の温熱環境整備を推進します。

⁸⁸ 自動車税の一部と団体・県民等からの寄付を財源とし、森林の整備・保全や身近な緑の保全・創出などを目的とする基金。

第7章 計画の推進・進管理

1 各主体の役割

(1) 県の役割

県は、地球温暖化防止に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、事業者、県民、団体及び市町村などが地球温暖化防止に主体的に取り組むための計画を整備していきます。

庁内においては、全庁的な地球温暖化対策の検討・推進を実行していきます。

① 地球温暖化対策の率先実行

県の事務事業全般にわたる先進的な地球温暖化対策、各部局が策定したアクションプランに基づく省エネ対策や再エネ設備の導入による温室効果ガス排出の着実な削減など

② 推進体制の整備

「埼玉県地球温暖化対策推進委員会」を活用した全庁的な取組の推進、「埼玉県地球温暖化対策推進委員会適応策専門部会」を活用した適応策の推進、「地球温暖化対策の検討に関する専門委員会」を活用した外部評価など

③ 市町村の温暖化対策に対する支援・協力

地方公共団体実行計画及び地域気候変動適応計画の策定、地域気候変動適応センターの設置に関する支援、市町村温暖化対策担当者会議などによる先進事例等の情報提供や横展開の支援、地域を挙げて地球温暖化対策に取り組む市町村への個別支援、市町村別温室効果ガス排出量の推計など

④ 地球温暖化防止や適応に係る広報・表彰・啓発活動

県民が理解し行動につながるような分かりやすい広報、「彩の国埼玉環境大賞⁸⁹」などによる表彰、各種イベントの実施、環境アドバイザーの登録、埼玉県地球温暖化防止活動推進センターや地域気候変動適応センター、地球温暖化防止活動推進員の活動支援など

⑤ 地球温暖化対策の効果的な実施に向けた調査・研究

環境科学国際センターにおける調査・研究など

⑥ 国等への提案・要望

国全体の制度の見直し等、県だけでは解決できない課題等に係る国等への提案・要望など(必要に応じ、九都県市など関係自治体と共同で実施)

(2) 市町村の役割

市町村は、住民に身近な自治体として地域の自然的・社会的条件を生かし、主体的に地域に密着したきめ細かな対策を行っていくことが望まれます。

⁸⁹ 他の模範となる優れた環境保全の取組を行う個人、団体及び事業者を表彰する制度。

① 地方公共団体実行計画の策定及び推進

地球温暖化対策推進法で義務付けられている地方公共団体実行計画の策定・推進、地域が求める方針に適合した再生可能エネルギーを活用する地域脱炭素化促進事業の実施など

② 地球温暖化対策の率先実行

市町村の事務事業全般にわたる先進的な地球温暖化対策、環境マネジメントシステムの運用など

③ 地域に根ざした地球温暖化対策の調整

各市町村の自然的・社会的特性を生かして住民や関係団体等と協働した事業を実施するための企画・調整、地球温暖化防止活動推進員の活躍推進など

④ まちづくり

低炭素まちづくり計画⁹⁰の策定やスマートコミュニティづくり、低炭素な地域交通ネットワークの整備など

(3) 県民の役割

県民一人一人が環境に優しいライフスタイルへの転換を目指し、環境への負荷を少なくする取組を実行していただくことが重要です。

① 日常生活における省エネルギー

節電・節水、エコドライブ、省エネ商品の選択をはじめとしたグリーン購入など

② 廃棄物の減量化、リサイクルへの取組

使い捨て商品の購入を控える、リサイクル商品の選択、買物時のマイバッグの持参など

③ 環境学習、環境保全活動への参加

地域における環境保全活動への参加、エコライフDAY・WEEKへの参加・実践など

(4) 事業者の役割

製造や輸送、販売等の過程で省エネ活動などの環境負荷を減らす取組を行っていただくことが重要です。

① 事業活動における省エネルギー

省エネ機器や再生可能エネルギーの導入、エコドライブの実施、事業所建物の環境性能の向上、省エネ相談の活用など

② 計画的な環境配慮への取組

地球温暖化対策計画制度に基づく取組、エコアップ認証の取得など

⁹⁰「都市の低炭素化の促進に関する法律」に基づき、市町村が策定する都市における温室効果ガスの排出を抑制するための計画。

③ 緑化・植樹の推進

事業所の地上・屋上・壁面等の緑化、植樹運動等への協力など

④ 従業員への環境教育

事業所単位でのエコライフDAY & WEEKの取組、従業員に対する環境教育や環境保全活動への参加促進など

⑤ 業種別に期待される固有の役割

ア 製造業(ものづくり企業)

LCA(ライフサイクルアセスメント)⁹¹を踏まえた製造・使用・廃棄等の各段階において環境負荷が少ない製品の開発、販売促進

イ 小売・サービス事業者

省エネ型製品や地産地消商品等の積極的な取扱いや消費者に対する適切な情報提供

ウ 不動産事業者

省エネ性能が高い住宅の供給や消費者に対する適切な情報提供、エリア開発時のエネルギーの面的利用など省エネ・創エネへの配慮

エ 交通関係事業者

誰もが利用しやすい公共交通ネットワークの充実

オ エネルギー供給事業者

再生可能エネルギー供給やエネルギーの面的利用の拡大、消費者への適切な省エネ情報の提供

カ 金融機関

環境経営に取り組む事業者や省エネ性能の高い住宅を取得・リフォームする県民等への資金支援

(5) 環境保全活動団体の役割

環境保全活動を行っているNPOや各種団体は、自ら率先して環境保全活動を実践するとともに、行政や県民、事業者に対し、その知識や経験を生かして環境保全に関する提案を行うことが期待されます。

① 環境保全活動の実践

3Rの推進や自然環境の保全、河川浄化の取組や環境学習の支援など

② 県の施策への協力

エコライフDAY & WEEKの普及啓発や環境学習への呼び掛けなど

⁹¹ 製品のライフサイクル全体や各段階における環境負荷の定量的評価。

以下、(6)、(7)には、環境保全活動団体や県の役割のうち、法律で定められた機関についての役割を示します。

(6) 埼玉県地球温暖化防止活動推進センター等の役割

埼玉県地球温暖化防止活動推進センターは、地球温暖化対策推進法に基づき県が指定したセンターで、県内における地球温暖化防止活動の中核的な支援組織です。県や他の地域地球温暖化防止活動推進センター(川口市、熊谷市)と協働して普及啓発活動等を行っています。

また、地球温暖化防止活動推進員は、埼玉県地球温暖化防止活動推進センター、市町村、環境保全活動団体等と連携して、地域での普及啓発活動を展開していきます。

① 県民に対する普及啓発、地球温暖化対策活動支援、情報収集

パンフレットなど啓発資料の作成、広報紙やメールマガジンの発行などの情報提供、地球温暖化防止に関するセミナー・講演会などの開催、イベントへの出展、環境相談など

② 県、環境保全活動団体、市町村等との連絡調整・連携強化

エコライフDAY・WEEKの普及啓発、地球温暖化防止に関する研修の実施など

(7) 埼玉県気候変動適応センターの役割

埼玉県気候変動適応センターは、平成30年(2018年)12月に気候変動適応法に基づき環境科学国際センターに設置された地域における適応に関する情報収集・提供等を行う拠点です。

気候変動適応に関する情報の収集及び分析や情報提供などを行うことにより、県民、事業者、市町村の適応策に関する理解を促進します。

① ホームページなどによる情報発信

気候変動に関する情報の発信、適応策事例の発信など

② 県民、事業者、市町村の適応策に関する理解の促進

気候変動に関するセミナー・出前講座の開催など

2 県と各主体との連携

(1) 県民・事業者・環境保全活動団体等との連携

埼玉県地球温暖化防止活動推進センターと緊密に連携し、地球温暖化対策を実施していきます。

県民一人一人が環境に優しいライフスタイルへと転換するよう、埼玉県地球温暖化防止活動推進センターや環境保全活動団体とともに県民の意識啓発などを進めます。

事業者の事業活動に伴う環境負荷の低減や環境に優しいビジネススタイルの確立を目指して、計画的な取組の促進や様々なインセンティブの検討などを行います。

環境保全活動団体について、その主体性を尊重しつつ、活動の実践や県民や事業者への働きかけを支援します。

また、消費者団体と連携を図り、環境に優しい製品の購入促進など消費者への意識啓発に取り組みます。

この計画に掲げられた将来像を実現するために、県民や事業者、環境保全活動団体などから、県の施策に対する積極的な意見・提案を求めます。

(2) 市町村との連携

市町村は住民に身近な自治体であり、特に家庭部門における対策の実施においては極めて重要な役割を担います。県は市町村との情報交換や各種対策への支援を積極的に行うとともに、市町村と協力して効果的な施策を県内全域に広めていきます。

地球温暖化対策推進法に基づき策定が義務付けられている地方公共団体実行計画の策定支援により、地域の特性を踏まえた効果的な地球温暖化対策の実施を支援していきます。

地域と共生する再生可能エネルギー導入を促進するため、市町村が設定する地域脱炭素化促進事業の対象となる区域に関する基準(別紙)を定めるとともに、市町村の地域脱炭素化促進事業に関する取組を支援していきます。

気候変動適応法に基づく地域気候変動適応計画の策定や地域気候変動適応センターの設置について、市町村のニーズに応じた支援を行います。また、地域ごとに異なる気候変動の影響に対応するため、市町村と連携して、県民への気候変動に関する情報提供などを行います。

(3) 都道府県等との連携

九都県市首脳会議⁹²環境問題対策委員会に設置されている地球温暖化対策特別部会を活用し、各都県市の優れた取組を共有し広域的な温暖化対策を実行していきます。また、全国知事会や関東地方知事会、三県知事会議などの場を活用し、九都県市以外の自治体との連携も視野に情報交換等を進めます。

加えて、気候変動適応法に基づき設置された気候変動適応関東広域協議会などを活用して広域的に連携し、適応策を実施していきます。環境科学国際センターにおいては、国

⁹² 埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市、相模原市の首長により構成され、首都圏に共通する広域的課題に取り組むことを目的とした会議。

や地方の研究機関と連携して情報共有を行いながら、適応策を進めます。

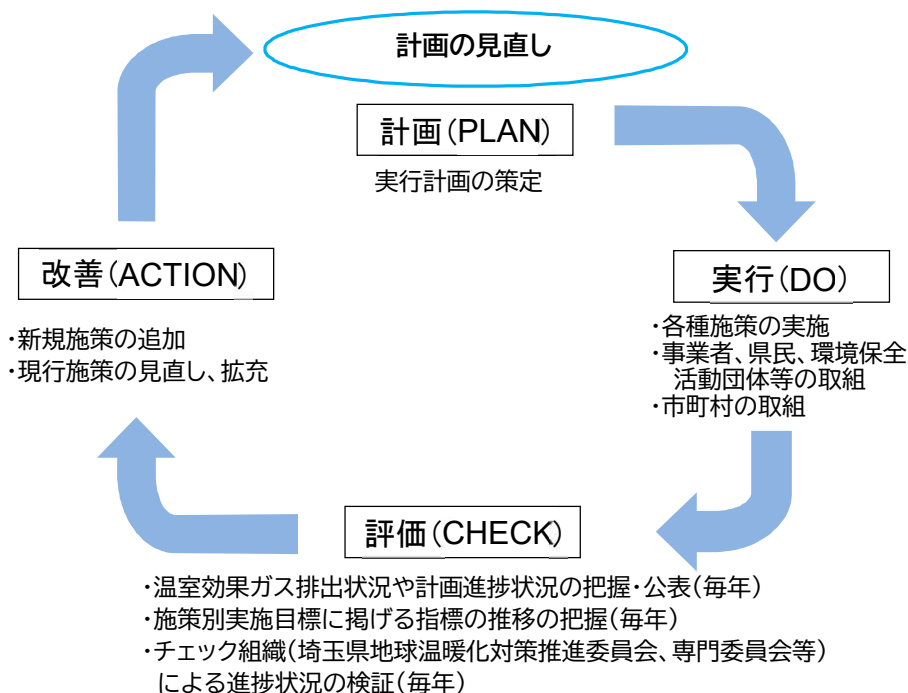
3 計画の進行管理

PDCAサイクルに基づき、地球温暖化対策に係る取組の実効性を向上し、計画を着実に推進します(図7-1)。

毎年、温室効果ガスの排出状況や計画の進捗状況の現状を把握し公表します。また、施策別実施目標に掲げる指標の推移を把握し、計画の進捗状況の評価に活用します。

チェック組織の不断の見直しにより、継続的な施策の推進を行います。また、県の現状や計画の進捗状況に加え、国内外の社会経済情勢や地球温暖化対策に関する取組、技術革新など諸般の状況をみながら、必要に応じて、新規施策の追加や現行施策の見直し、拡充を行います。

図7-1 地球温暖化対策の推進に係るPDCAサイクル



地域脱炭素化促進事業の対象となる区域に関する基準

「埼玉県地球温暖化対策実行計画(第2期) 改正版」第7章2(2)(市町村との連携)に規定する地域脱炭素化促進事業の対象となる区域(以下「促進区域」という。)に関する基準を以下のとおり定めます。

1 基準の位置付け

本基準は、地球温暖化対策推進法第21条第6項に規定する都道府県が定める促進区域の設定に関する基準です。

同項において、市町村は環境の保全に支障を及ぼすおそれがないものとして国が環境省令で定める基準及び本基準に基づき、促進区域を設定することとされています。

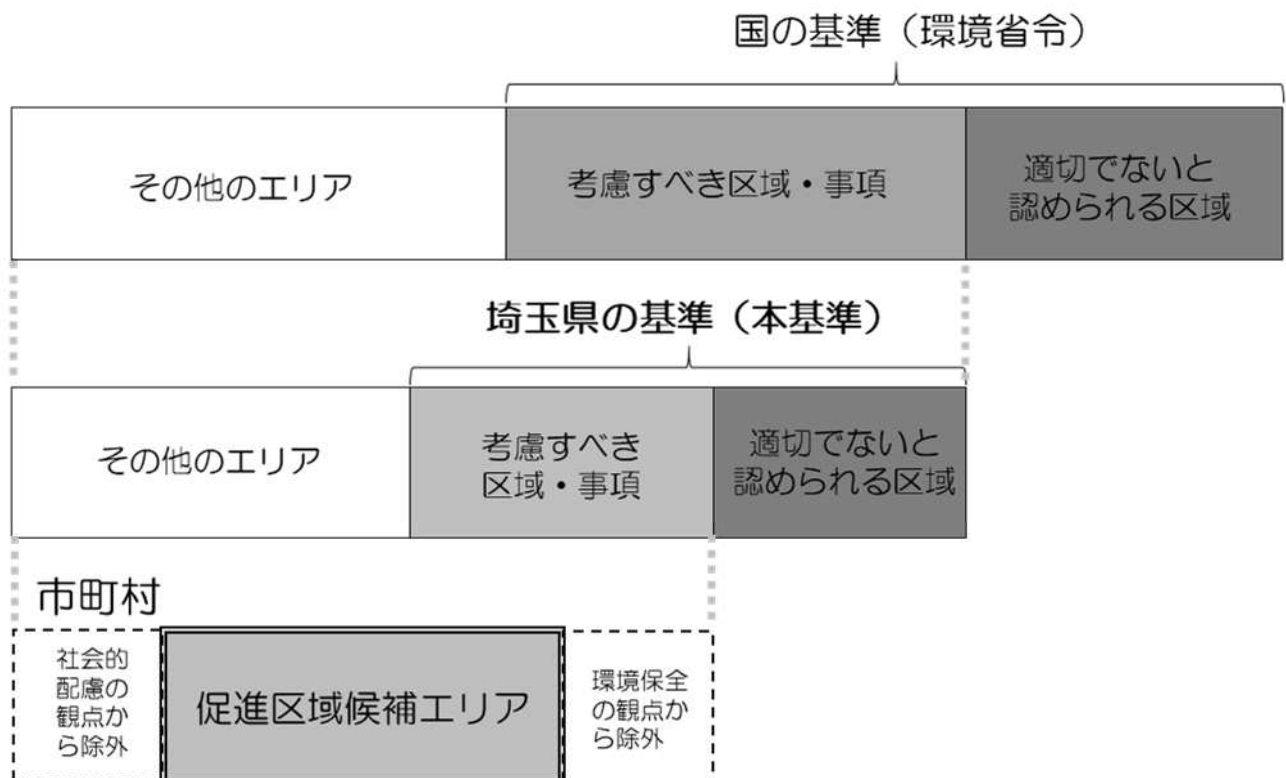


図1 促進区域に関する基準と候補エリアのイメージ

2 基準の対象(対象とする地域脱炭素化促進施設の種類)

再生可能エネルギー発電設備(太陽光)

3 基準

市町村は、次の基準に基づき促進区域を設定することとします。

(1)促進区域に含めることが適切でないと認められる区域

表1に掲げる区域については促進区域に含めないこと。

表1 促進区域に含めることが適切でないと認められる区域

環境配慮事項	区域	区域等の設定根拠
水の濁りによる影響	水源地域保全条例で定める水源地域	埼玉県水源地域保全条例
土地の安定性への影響	砂防指定地	砂防法、埼玉県砂防指定地管理条例
	地すべり防止区域	地すべり等防止法
	急傾斜地崩壊危険区域	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律
	土砂災害警戒区域	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律
	保安林	森林法
動物の重要な種及び注目すべき生息地への影響	ラムサール条約湿地	ラムサール条約
	県指定鳥獣保護区、国指定鳥獣保護区	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律
	希少野生動植物保護区	埼玉県希少野生動植物の種の保護に関する条例
植物の重要な種及び重要な群落への影響	生息地等保護区	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律
	希少野生動植物保護区	埼玉県希少野生動植物の種の保護に関する条例
	県自然環境保全地域、野生動植物保護地区	埼玉県自然環境保全条例
主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観への影響	国立公園区域	自然公園法
	県立自然公園	埼玉県立自然公園条例
	風致地区	都市計画法
	ふるさとの緑の景観地	ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例
	市町村景観計画における重点地区	景観法
主要な人と自然との触れ合いの活動の場への影響	特別緑地保全地区	都市緑地法
	近郊緑地保全区域、近郊緑地特別保全地区	首都圏近郊緑地保全法
その他、県が特に配慮が必要と判断する事項	河川区域、河川保全区域、河川予定地	河川法
	国宝・重要文化財、重要有形民俗文化財、特別史跡名勝天然記念物、史跡名勝天然記念物	文化財保護法
	県指定有形文化財、県指定有形民俗文化財、県指定史跡名勝天然記念物、県指定旧跡	埼玉県文化財保護条例
	土砂搬入禁止区域	埼玉県土砂の排出、たい積等の規制に関する条例
	不法投棄、最終処分等により廃棄物が残置されている場所	廃棄物の処理及び清掃に関する法律

3 (2)促進区域を定めるに当たって考慮を要する区域

4 促進区域に表2に掲げる区域が含まれる場合にあっては、地域脱炭素化促進施設の整備に
5 より表2に掲げる区域の指定の目的達成に支障を及ぼすおそれがあるかどうかを検討し、当
6 該おそれがないと認められること、又は地方公共団体実行計画に地球温暖化対策推進法第2
7 1条第5項第5号イに掲げる「地域の環境の保全のための取組」として当該支障を回避するた

めに必要な措置を定めること。

表2 促進区域を定めるに当たって考慮を要する区域

環境配慮事項	区域	区域等の設定根拠
その他、県が特に配慮が必要と判断する事項	農用地区域内の農地、甲種農地、第1種農地	農地法
	農用地区域	農業振興地域の整備に関する法律

(3)促進区域を定めるに当たって考慮を要する事項

表3に掲げる事項について、「収集すべき情報」とその「収集方法」に基づいて必要な情報を収集し検討を行うこと。また、検討の結果を踏まえて促進区域を設定するとともに、促進区域で行われる事業について、環境の保全への適正な配慮を確保するための適切な措置(表3「適正な配慮のための考え方」に掲げる措置など)が講じられることが確保されるよう、「地域の環境の保全のための取組」に位置付けること。

表3 促進区域を定めるに当たって考慮を要する事項

考慮を要する事項	収集すべき情報	収集方法	適正な配慮のための考え方
騒音による影響 (低周波音、振動による影響を含む)	・学校、病院等の位置 ・用途地域 ・住宅の分布状況	・環境アセスメントデータベース(EADAS(環境省)) ・既存の地図 ・都市計画図(各市町村) ・その他の県又は市町村の資料	・学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の存する地域及び良好な又は主として良好な住居の環境を保護すべき地域への影響の回避又は低減に努めること。
水の濁りによる影響	・湖沼等の位置 ・湖沼等に流入する河川の状況 ・取水施設の状況	・環境アセスメントデータベース(EADAS(環境省)) ・地形図(国土地理院) ・水道水源に関する資料	・環境が悪化しやすい閉鎖性水域等への影響の回避又は低減に努めること。
重要な地形及び地質への影響	・重要な地形・地質・自然現象の分布	・すぐれた自然図、自然景観資源調査報告書(自然環境保全基礎調査(環境省生物多様性センター)) ・日本の地形レッドデータブック第1集(日本の地形レッドデータブック作成委員会) ・名水百選(環境省) ・埼玉県文化財目録、埼玉県埋蔵文化財情報公開ページ(埼玉県教育局文化資源課) ・市町村誌 ・既存の環境影響評価書	・重要な地形、地質及び自然現象への影響の回避又は低減に努めること。

考慮を要する事項	収集すべき情報	収集方法	適正な配慮のための考え方
土地の安定性への影響	・傾斜30°以上の地形 ・地すべり地形 ・過去の土砂災害の履歴 ・保安林等の配備状況 ・水系の状況 ・山地災害危険地区(表1に該当する区域を除く) ・その他の災害の危険性のある地域又は防災上重要な役割を果たしている地域の状況	・環境アセスメントデータベース(EADAS(環境省)) ・地形図(国土地理院) ・山地災害危険地区位置図 ・市町村資料	・災害の危険性のある地域又は防災上重要な役割を果たしている地域への影響の回避又は低減に努めること。
反射光による影響 (日照阻害への影響を含む)	・学校、病院等の位置 ・住宅の分布状況 ・用途地域	・環境アセスメントデータベース(EADAS(環境省)) ・既存の地図 ・都市計画図(各市町村) ・その他の県又は市町村の資料	・学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の存する地域及び良好な又は主として良好な住居の環境を保護すべき地域への影響の回避又は低減に努めること。
・動物の重要な種及び注目すべき生息地への影響 ・植物の重要な種及び重要な群落への影響	・貴重な動物・植物の生息・生育情報	・環境省レッドリスト(環境省関東地方環境事務所) ・埼玉県レッドデータブック(埼玉県生物多様性センター) ・その他の調査研究資料(オオタカ、クマタカ生息状況(埼玉県生物多様性センター)) ・市町村資料	・環境省が作成したレッドリスト、埼玉県が作成したレッドデータブックその他の調査研究資料において貴重とされている種の生息・生育環境への影響の回避に努めること。

考慮を要する事項	収集すべき情報	収集方法	適正な配慮のための考え方
・動物の重要な種及び注目すべき生息地への影響 ・植物の重要な種及び重要な群落への影響(続き)	・原生林などの原生自然に近い状態にある地域(植生自然度の高い群落又はこれに準ずる地域、特定植物群落等) ・湿地などの特異な生物の生息・生育地を形成している地域(湿地・湧水地点、河畔林、特定植物群落等) ・自然の復元力が小さく脆弱な環境を有する地域(湿地、亜高山植生、特定植物群落等)	・環境アセスメントデータベース(EADAS(環境省)) ・植生自然度図、特定植物群落調査報告書(自然環境保全基礎調査(環境省生物多様性センター)) ・湿地・湧水地等分布図(平成8年度湿地・湧水地保全基本計画策定調査報告書(埼玉県環境部みどり自然課)) ・湧水保全ポータルサイト(環境省) ・水源の森百選(林野庁) ・湧水地調査報告書(埼玉県環境部水環境課)	・原生林その他生態系保護上特に重要な地域への影響の回避に努めること。
地域を特徴づける生態系への影響	・植生 ・自然環境単位の形態と位置関係	・植生自然度図(自然環境保全基礎調査(環境省生物多様性センター)) ・湿地・湧水地等分布図(平成8年度湿地・湧水地保全基本計画策定調査報告書(埼玉県環境部みどり自然課)) ・湧水保全ポータルサイト(環境省) ・水源の森百選(林野庁) ・湧水地調査報告書(埼玉県環境部水環境課) ・水系図(地形図より推計(各市町村))	・動植物の生息・生育空間の分断及び孤立化の回避に努めること。
	・自然再生推進法第8条第1項に規定する自然再生協議会が同条第3項に基づき定める自然再生の対象となる区域	・環境アセスメントデータベース(EADAS(環境省)) ・環境省自然環境局自然環境計画課WEBページ ・自然再生協議会等に聴取	・自然再生の対象となる区域への影響の回避に努めること。

考慮を要する事項	収集すべき情報	収集方法	適正な配慮のための考え方
・主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観への影響 ・主要な人と自然との触れ合いの活動の場への影響	・特異な地形・地質・自然現象((例)河畔砂丘、石灰岩地、鍾乳洞、節理) ・すぐれた自然景観((例)峡谷、溪谷、湖沼、湿原、亜高山帯のハイマツ植生、巨樹・巨木) ・地域のランドマークやスカイライン((例)富士山、背景となる山々の稜線、神社仏閣、景観重要建造物、景観重要樹木) ・特定の視対象と視点との限定的関係により成立する眺望景観	・すぐれた自然図、特定植物群落調査報告書、自然景観資源調査報告書、自然環境情報図、巨樹・巨木林調査報告書(自然環境保全基礎調査(環境省生物多様性センター)) ・日本の地形レッドデータブック第1集(日本の地形レッドデータブック作成委員会) ・全国観光情報ファイル((社)日本観光協会) ・名水百選(環境省) ・埼玉県文化財目録、埼玉県埋蔵文化財情報公開ページ(埼玉県教育局文化資源課) ・湿地・湧水地等分布図(平成8年度湿地・湧水地保全基本計画策定調査報告書(埼玉県環境部みどり自然課)) ・湧水保全ポータルサイト(環境省) ・水源の森百選(林野庁) ・湧水地調査報告書(埼玉県環境部水環境課) ・市町村誌 ・既存の環境影響評価書	・傑出した自然景観並びに地域のランドマーク及びスカイライン等埼玉県原風景や特色ある情景を形作っている景観への影響の回避又は低減に努めること。
	・屋敷林、社寺林等の地域の貴重な緑地 ・雑木林、谷戸等のまとまりのある里山 ・重要里地里山 ・重要湿地	・環境アセスメントデータベース(EADAS(環境省)) ・植生自然度図(自然環境保全基礎調査(環境省生物多様性センター)) ・地域の詳細な地図 ・市町村誌	・里山、屋敷林、社寺林等の古くから地域住民に親しまれ、地域の歴史・文化の中で育まれてきた自然環境への影響の回避に努めること。

考慮を要する事項	収集すべき情報	収集方法	適正な配慮のための考え方
・主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観への影響 ・主要な人と自然との触れ合いの活動の場への影響(続き)	・名勝、天然記念物などのすぐれた自然の景勝地 ・キャンプ場、魚釣り場などの主要な野外レクリエーション地 ・登山やハイキングなどが盛んな場所 ・長距離自然歩道	・環境アセスメントデータベース(EADAS(環境省)) ・自然景観資源調査報告書(環境省生物多様性センター) ・全国観光情報ファイル((社)日本観光協会) ・名水百選(環境省) ・水の郷百選(国交省) ・埼玉県文化財目録、埼玉県埋蔵文化財情報公開ページ(埼玉県教育局文化資源課) ・湿地・湧水地等分布図(平成8年度湿地・湧水地保全基本計画策定調査報告書(埼玉県環境部みどり自然課)) ・湧水保全ポータルサイト(環境省) ・水源の森百選(林野庁) ・湧水地調査報告書(埼玉県環境部水環境課) ・市町村資料	・すぐれた自然の風景地等人が自然とふれあう場への影響の回避又は低減に努めること。
	・雑木林、社寺林などの森林 ・水田、ため池、農業用水路などの水辺 ・湿地、湧水地などの水辺 ・緑地や公園	・市町村資料 ・湿地・湧水地等分布図(平成8年度湿地・湧水地保全基本計画策定調査報告書(埼玉県環境部みどり自然課)) ・湧水保全ポータルサイト(環境省) ・水源の森百選(林野庁) ・湧水地調査報告書(埼玉県環境部水環境課)	・水辺や身近な緑等地域住民が日常的に自然とふれあう場への影響の回避又は低減に努めること。
	・有形文化財(特に建造物) ・民俗文化財(年中行事等) ・記念物(史跡、名勝、天然記念物) ・伝統的建造物群	・埼玉県文化財目録、埼玉県埋蔵文化財情報公開ページ(埼玉県教育局文化資源課) ・市町村誌その他の市町村資料	・文化財及びこれに準ずる歴史的建造物、町並み等並びにその周辺の雰囲気への影響の回避又は低減に努めること。

考慮を要する事項	収集すべき情報	収集方法	適正な配慮のための考え方
その他、県が特に配慮が必要と判断する事項	(既に環境が著しく悪化し、又は悪化するおそれがある地域への影響(大気質、騒音、低周波音、振動、水質、土壌、廃棄物、放射性物質)) ・環境基準の達成状況 ・その他の基準、目標等の達成状況 ・苦情等の状況 ・現況の土地利用状況及び土地利用計画 ・土壌汚染の状況 ・廃棄物の存在 ・空間線量率	・環境白書(埼玉県環境部環境政策課) ・土地利用現況図(各市町村) ・都市計画図(各市町村) ・土地利用計画図(埼玉県企画財政部土地水政策課) ・既存の環境影響評価書等 ・土壌汚染対策法に基づく指定区域(埼玉県環境部水環境課、政令市土壌汚染担当課) ・廃棄物が地下にある土地の指定区域(埼玉県環境部産業廃棄物指導課、資源循環推進課、政令市廃棄物担当課) ・放射線モニタリング情報(原子力規制委員会)	・既に環境が著しく悪化し、又は悪化するおそれがある地域への影響の回避又は低減に努めること。
	(地下水への影響) ・水道水源取水地点及びその上流 ・遊水地及びその上流	・水道水源に関する資料 ・湿地・湧水地等分布図(平成8年度湿地・湧水地保全基本計画策定調査報告書(埼玉県環境部みどり自然課)) ・湧水保全ポータルサイト(環境省) ・水源の森百選(林野庁) ・湧水地調査報告書(埼玉県環境部水環境課)	・水道水源水域及び湧水池につながる地下水への影響の回避又は低減に努めること。
	(農業での水利用の保水機能への影響) ・水田、ため池、農業用水路の位置 ・農業用水の取水実態	・農業用水、取水に関する資料 ・地形図(国土地理院) ・土地利用現況図(各市町村)	・水田、ため池、農業用水路等の保水機能への影響の回避又は低減に努めること。

考慮を要する事項	収集すべき情報	収集方法	適正な配慮のための考え方
その他、県が特に配慮が必要と判断する事項(続き)	(地形への影響) ・地形の状況 ・傾斜の状況 ・湿地等脆弱な地形の分布状況	・地形図(国土地理院) ・湿地・湧水地等分布図(平成8年度湿地・湧水地保全基本計画策定調査報告書(埼玉県環境部みどり自然課)) ・湧水保全ポータルサイト(環境省) ・水源の森百選(林野庁) ・湧水地調査報告書(埼玉県環境部水環境課)	・現状の地形を生かし、土地の改変量抑制に努めること。

4 基準の見直し

埼玉県地球温暖化対策実行計画(第2期) 改正版 第5章 3(施策別実施目標)の再エネの利用促進に関する指標の目標達成状況や関連する施策の実施状況、地域の自然的社会的条件の状況を勘案し、必要に応じて基準の見直しを行うものとします。